

平成28年3月17日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中尾悦次
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
環	境	峰	松	靖	規
部	長	大	代	昌	浩
会	計	土	井	正	昭
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	有	森	弘	茂
兼	同	川	原	逸	生
会	和	橋	村	直	子
計	対	田	崎		靖
課	策	中	島	憲	次
長	課	橋	口		浩
兼	長	山	崎	公	和
人	兼	山	浦	康	則
権	選	岩	下	善	孝
・	挙	岸	川		修
同	管	栗	林	雅	彦
対	理	小	野	隆	浩
策	委	染	原	康	輔
課	員	針	川	三	州
長	会	澤	長	政	信
兼	事		野		
企	務				
画	局				
財	参				
政	事				
課	長				
長	兼				
兼	選				
選	挙				
管	管				
理	理				
委	委				
員	員				
会	会				
事	事				
務	務				
局	局				
参	長				
事	兼				
長	農				
兼	業				
企	委				
画	員				
財	会				
政	事				
課	務				
参	局				
事	長				
長	兼				
兼	選				
選	挙				
管	管				
理	理				
委	委				
員	員				
会	会				
事	事				
務	務				
局	局				
長	長				
兼	兼				
企	農				
画	業				
財	委				
政	員				
課	会				
長	事				
兼	務				
兼	局				
選	長				
挙	兼				
管	選				
理	挙				
委	管				
員	理				
会	委				
事	員				
務	会				
局	事				
長	務				
兼	局				
企	長				
画	兼				
財	農				
政	業				
課	委				
長	員				
兼	会				
兼	事				
選	務				
挙	課				
管	参				
理	事				
委	長				
員	兼				
会	選				
事	挙				
務	管				
局	理				
長	委				
兼	員				
企	会				
画	事				
財	務				
政	局				
課	長				
長	兼				
兼	選				
選	挙				
管	管				
理	理				
委	委				
員	員				
会	会				
事	事				
務	務				
局	局				
長	長				
兼	兼				
企	農				
画	業				
財	委				
政	員				
課	会				
長	事				
兼	務				
兼	課				
選	参				
挙	事				
管	長				
理	兼				
委	選				
員	挙				
会	管				
事	理				
務	委				
局	員				
長	会				
兼	事				
企	務				
画	局				
財	長				
政	兼				
課	農				
長	業				
兼	委				
兼	員				
選	会				
挙	事				
管	務				
理	課				
委	参				
員	事				
会	長				
事	兼				
務	選				
局	挙				
長	管				
兼	理				
企	委				
画	員				
財	会				
政	事				
課	務				
長	局				
兼	長				
兼	兼				
選	選				
挙	挙				
管	管				
理	理				
委	委				
員	員				
会	会				
事	事				
務	務				
局	局				
長	長				
兼	兼				
企	農				
画	業				
財	委				
政	員				
課	会				
長	事				
兼	務				
兼	課				
選	参				
挙	事				
管	長				
理	兼				
委	選				
員	挙				
会	管				
事	理				
務	委				
局	員				
長	会				
兼	事				
企	務				
画	局				
財	長				
政	兼				
課	農				
長	業				
兼	委				
兼	員				
選	会				
挙	事				
管	務				
理	課				
委	参				
員	事				
会	長				
事	兼				
務	選				
局	挙				
長	管				
兼	理				
企	委				
画	員				
財	会				
政	事				
課	務				
長	局				
兼	長				
兼	兼				
選	選				
挙	挙				
管	管				
理	理				
委	委				
員	員				
会	会				
事	事				
務	務				
局	局				
長	長				
兼	兼				
企	農				
画	業				
財	委				
政	員				
課	会				
長	事				
兼	務				
兼	課				
選	参				
挙	事				
管	長				
理	兼				
委	選				
員	挙				
会	管				
事	理				
務	委				
局	員				
長	会				
兼	事				
企	務				
画	局				
財	長				
政	兼				
課	農				
長	業				
兼	委				
兼	員				
選	会				
挙	事				
管	務				
理	課				
委	参				
員	事				
会	長				
事	兼				
務	選				
局	挙				
長	管				
兼	理				
企	委				
画	員				
財	会				
政	事				
課	務				
長	局				
兼	長				
兼	兼				
選	選				
挙	挙				

平成28年3月17日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成28年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	<p>1. 大型事業推進より市民の暮らしを守る市政を</p> <p>(1) 安心して子供を生み育てられ、子供達に笑顔のたえない鹿島市に</p> <p>① 子供の医療費完全無料化を</p> <p>② 保育園・幼稚園・認定こども園の保育料の無料化を</p> <p>③ 学校給食費の無料化を</p> <p>④ 「就学援助制度」の周知徹底を</p> <p>(2) 市民交流プラザ「かたらい」の運営改善について</p> <p>(3) 市民の足を守るために</p> <p>① 新幹線長崎ルートについて</p> <p>② 肥前鹿島駅の委託が市民生活にもたらすものは</p>
2	13 福 井 正	<p>1. 子供たちの豊かな未来のための鹿島市の教育を（自ら考え行動できる人を目指して）</p> <p>(1) 鹿島市のキャリア教育への取り組み</p> <p>① 鹿島市が小中学校で行っているキャリア教育は</p> <p>② 中学生に対して行っている進路指導の取り組みは</p> <p>③ 子供たちが働くこと（家事手伝いやアルバイト）に対する考えは</p> <p>④ 地域と学校との協働（様々な職業の方々の経験を生かす方法）</p> <p>(2) 貧困の連鎖を防止する方策は</p> <p>① 鹿島市の奨学金制度は</p> <p>(3) 鹿島市の食育の現状は</p> <p>2. 長崎新幹線がリレー方式での運用となった場合の鹿島市への影響と対策は</p>
3	1 杉 原 元 博	<p>(1) ピロリ菌検査助成の導入について</p> <p>胃がん撲滅へ前進…ピロリ菌除菌の保険適用を慢性胃炎にまで拡大。この2年半で国内の約300万人が除菌！</p> <p>① 早期のピロリ菌除菌が胃がん撲滅につながり、重症化予防で市民（国民）の健康寿命を延ばし、社会保障給付費の抑制にもなると思う。この点についての考えをお伺いします。</p> <p>② 佐賀県は、県内の中学3年生全員（約9千人）を対象にピロリ菌の感染検査を実施すると発表。都道府県単位での取り組みは全国初である。検査はあくまで任意だが、本人の了解を得た上で、学校健診の尿検査の試料を用いているとしている。市及び教育現場の対応は？</p>

順番	議員名	質問要旨
3	1 杉原元博	<p>③ 佐賀県におけるピロリ菌検査助成の導入状況は、現在唐津市・武雄市・嬉野市・大町町の3市1町で、年齢制限があるものの個人負担金は1,000～1,500円で、約7,000円程度の補助がある。胃がんは予防できるがんなのに佐賀県では多くの人が亡くなっている。 鹿島市としても、今後上記市町のようなピロリ菌検査助成の導入を検討すべきではないか。</p> <p>(2) 『がん対策加速化プラン』について 「がん対策基本法」が成立してから、今年で10年を迎える。国を挙げての本格的な取り組みがスタートし、検診受診率の向上や専門病院の充実など、がん対策は着実に前進してきた。</p> <p>① 2006年に成立した「がん対策基本法」とそれを受けて2007年に策定された「がん対策基本計画」について。また、それにより受診率の向上などの効果についてもお尋ねします。</p> <p>② 厚生労働省が昨年12月に発表した『がん対策加速化プラン』について。</p> <p>③ 国の『がん対策加速化プラン』を受けて、以下3項目について鹿島市としての対応や今後の対策についてお伺いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. がん検診の受診率向上 2. がん教育（児童・生徒に対し、教育現場など） 3. 患者の痛みを和らげる緩和ケアや療養生活の質の維持向上について
4	5 松田義太	<p>(1) 鹿島市農業の現状と展望について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① TPP（環太平洋連携協定）合意における市内農林水産物への影響について ② 米（コメ）の生産調整見直しをめぐる課題について ③ 深刻化する耕作放棄地問題への取り組みについて <p>(2) 鹿島市内公共施設の運営と維持管理について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定管理者（制度）による運営の現状と課題 ② 老朽化する施設の現状と今後の維持管理について ③ 市民体育館、鹿島陸上施設等、体育施設の充実について ④ 生涯学習につながる学校教育のあり方について

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾征子です。通告いたしました件について質問をさせていただきます。

さて、今、本当にいろんな国の動きの中で、私たちの暮らしが大変な状況になっておりますけど、つまり安倍内閣の経済政策、いわゆるアベノミクスが日本の経済に、また、国民の暮らしに何をもたらしたかということがこれまでの3年間ではっきりしてきたと思います。アベノミクスは大企業がもうけをふやせば国民にそれが戻ってくる、経済全体がよくなると言ってきました。ところが、この3年間、大企業の利益はふえてきましたが、国民の暮らしはよくなりません。さらに、経済の好循環もつくられていません。アベノミクスの破綻は、もう明らかです。

さらに、安倍内閣が2014年4月に強行した消費税率8%への引き上げは、国民の暮らしと経済に大打撃を与えたと言えます。安倍首相は増税の悪影響は一時的なものですぐに回復すると言っていましたが、見込み違いもひどいものでした。さらに、安倍内閣は消費税増税は社会保障のためと言いながら、実際には社会保障予算を削り続けています。これはかつての小泉内閣時代を上回る規模と言われていると言います。この結果、下流老人、子供の貧困、貧困女子、漂流青年、困窮青年などという言葉が、テレビを初め、マスコミの間を飛び交うようになりました。

さて、鹿島市は昨年の国勢調査で人口が3万人を割りました。もちろんこれまでも引き続き人口減に対してどのようにして人口をふやすかと、議会はもちろん、市民全部が大きな課題として考えてきました。人口が減ってきた一番の原因は、何といたっても鹿島市の経済を支えてきた農業の落ち込みです。もちろんこの責任は農家の方にあるものではないことは明らかです。アメリカ言いなりの引き続く自民党農政がその原因です。

私が高校を卒業する直前、前後だったと思いますが、農家の次男、三男の働き手の人たちが大企業の労働力にどんどんとられていきました。それに並行して、米の減反政策や農産物の輸入自由化の波が押し寄せてきたと思います。農家の経済は急降下する、残された農家は働き手の高齢化により跡継ぎがいなくなったという現状になりました。それが続き、農家では仕事ができない、今では荒廃園問題が大きくなっていますが、誰がこうしたの、今になっても遅いと言いたい気持ちです。働き手が高齢化しても、農産物の収入保障でもあればまた違いますが、それもないということになれば、今の状況になっても仕方のないことです。

さて、こんな中で、農業以外の働き口についてもなかなか鹿島市には期待できない状況です。不景気が続き、働く場所がない、収入が少なくなる、仕事があっても契約社員やパートなど臨時的な雇用がふえていき、この現状では結婚したくても結婚できない、結婚している

若い人たちが子供も産めないという状態です。これでは幾ら人口をふやすビジョンを持って、も実際には何の進展もないし、これまでこんな状況が続いているわけです。やはり今の状態の中で人口をふやすことは、子供が生まれること、さらには市外からの転入者がふえることにしかないと思います。そのためには、いろんな要素はあるでしょうが、まず、経済的にみんなが安心できるような政策を早急にやることだと思います。

その中でも、特に子供の問題は急がねばならないと思います。先ほど申しましたが、子供の貧困の問題です。子供の貧困は経済や健康や教育はもちろん、社会的にも大きな影響が出ると言われています。全ての子供は、子供として生きていく当然の権利があります。子供たち全てがこれから進んでいくための夢や希望を取り上げてはいけませんし、保障してやらなくてはならないと思います。安心して子供を産み育てられ、子供たちに笑顔が見れる鹿島市政をつくるために次の質問を行いたいと思います。

まず、医療費無料化の問題です。

安倍政権は子育て支援、待機児童の解消などを盛んに言っておりますが、しかし、昨年、子ども・子育て支援新制度が実施され、1年になりましたが、この制度によって本当にどうなっていたのか、いろいろと検証しなくてはならない問題があると思います。国全体もそうですが、鹿島市は特に少子化により、これからの鹿島市がどうなっていくのか、非常に重大な状況にあると思います。若い世代の働く場所、あっても不安定な場所、収入は極端に少なく、夢も希望もない。安心して結婚もできない。結婚できても子供が産めない。今、子育てのできる環境整備、子育てにかかわる負担の思い切った軽減など、少子化対策に手を打たなくてはならないと思います。

その中でも、子供の医療費助成は何よりも大事なことです。子供が病気にかかったとき、金もないし、これくらいならいいということで病気をひどくする。命までということもないとは言えません。病気の早期診断と早期治療が一番大事なことです。どの子も国の宝です。この国の宝である子供たちの命を守り育てることは、当然、国がやらなくてはならない仕事です。ところが、そうでないため、鹿島市もそうであるように、全国の自治体が大変な財政をやりくりして乳幼児医療費助成をやっているのではないのでしょうか。それに対して、国は積極的対策を立てるところか、国保の国庫負担金や普通調整交付金を減額調整するなど、制度を充実させようと努力する地方には大きな支障となっていると思います。

今、全国的にも社会問題となっている少子化対策の大きな課題として、国の制度として子供の医療費無料化を実施することが急がれるときだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか、まずお聞かせください。

次に、保育料の問題です。

保育料の問題では、先ほど申しましたが、1年前、子ども・子育て支援新制度の導入がなされました。このことによって、保育のやり方、それから、保育料の算定方法も変わったと

と思いますが、どのように変わってきたのか、それによって保育料金などにどういう影響が出てきているのか、まずこの点でお尋ねをいたします。

次です。学校給食の問題です。

学校給食法によれば、第1条で学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとし、第2条で日常生活における食事についての正しい理解を深め、望ましい習慣を養う、学校生活を豊かにするとして、給食は教育の一環であると明確に位置づけられています。給食が教育の一環ならば、憲法第26条に保障されている教育を受ける権利と義務教育はこれを無償にするという精神からすれば学校給食の無料は当然のことだと思いますが、どのようにお考えなのか、まずお尋ねをいたします。

次、就学援助制度の問題です。

子供たちの貧困は、成長環境の不利がその子の将来をも左右しかねないと言われていています。家庭が貧困だと学費や塾代などを準備することが難しい、教育の機会が制限されると言います。高校進学率は一般家庭の子は98%、生活保護家庭の子は10%低いと言われていています。このことは高所得の仕事につきにくく、親から子への貧困が受け継がれていく悪環境の繰り返しになるというわけです。

子供の貧困問題は、学校教育にも大きな影響を及ぼすことになるわけです。子供たちはどの子どもどのような環境にあろうとも、同じに教育を受ける権利があり、幸せになる権利があります。そのために就学援助制度があると思います。鹿島市でも経済的な理由で就学困難な児童・生徒に対し、学用品や給食費など就学に必要な経費の一部を援助するとして制度が運用されています。にもかかわらず、市内の子供たちの中には貧困のために十分に勉強もできていない児童・生徒がいます。

今、鹿島市において貧困と思われる児童・生徒がどれくらいなのか、知らせてください。

さらに、全体の何%ぐらいの児童・生徒が制度を利用しているのか、まずお知らせください。

次です。市民交流プラザの問題についてお尋ねをします。

市民交流プラザ「かたらい」がオープンして5カ月ほど過ぎました。いろんな形で「かたらい」が利用されております。会議室など利用無料は、やはり魅力的なのは間違いありませんので、利用者も多いようです。ただ、せっかくいろんな問題の中ででき上がった施設ですから、施設や運営の面でも市民が十分に納得いくようなことで取り扱ってほしいと思いますし、しかし、多くの問題が出ているのは事実です。

そんな中で、今回は1点だけお尋ねをします。

それは利用する受け付けについてです。御承知のように、会議室など貸し出しの専用施設を利用するときは3階の総合案内所で申請手続をするとなっています。また、フリースペースを利用するときも総合案内所の受付簿に書くこととなります。確かに部屋などを使うとき

の申し込みは当然でしょう。ところが、その申請書を出していても、参加者一人一人の受付名簿を書かなければなりません。年齢、男女の性別、どこから来たか、また、3階の空きスペースの椅子に座ってちょっと雑談をと腰かけても、途端に受付名簿を記入するようにテーブルまで持ってこられるということもあります。職員の方は仕事での決まりだから、まじめになさっていることはよくわかります。しかし、それが嫌で、もうあそこには行かないという声もあります。

何のためにあそこまで受け付けの記録をしなければいけないのか、まずお答えください。

次に、新幹線の問題です。

新幹線長崎ルートは2022年開業予定で進められていましたが、フリーゲージトレインは走行テスト中にふぐあいが生じて、2014年から中断したままになっています。開発については大幅におくれているという状況の中で、今年8日に国土交通省が佐賀県と長崎県に対して、武雄温泉駅で在来線特急と新幹線を乗り継ぎ、リレー方式で2022年に暫定開業させる案を示したということが報道されました。県はこれまでフリーゲージがうまくいかなかった場合について具体的な計画は持っていないが、技術評価委員会で検証されていく、あくまでもフリーゲージトレインでやっていきたいとの考えでした。

また、これまでに使った経費が27年度までの累計が1,544億円、県での負担額が242億円、全体の計画は5,000億円で、県の負担は408億円の予定だということです。今回の発表によれば、さらに計画変更による工事費の追加が今のところ70億円だという。これをどこが負担するかは、まだ定かでないわけですが、例えば、これを県が負担することになれば、県の負担は総額478億円になる。単純に計算すれば、本当に県民1人当たり莫大なお金を払うこととなります。さらに、フリーゲージトレインが長引いたり、フル規格になれば、その費用はもっとふえると思います。

さて、このようにして新幹線が完成したとしても、所要時間も短縮したとしても、ほんのわずかです。そればかりか、景色のよいすばらしい今の長崎本線がありながら、新しい新幹線はほとんどトンネルばかりと言いますから、観光客などにとってはこんなおもしろくないものはありません。何でこのような新幹線づくりに躍起になるのでしょうか。県民の暮らしがここまで大変なときに、これからまたどれだけ延びるかわからない新幹線づくりを進めるより、ここできっぱりやめて、今ある長崎本線を充実させる、例えば、複線化に取り組むなどしたほうが私はずっと県民のためにもなると思います。

鹿島市として、私は思い切ってこの新幹線建設の中止を上げていくことが大事ではないかと思えます。特に、このことは鹿島市だけの問題ではありません。全県の大事な財源、全ての人が負担することになるわけですが、特に、鹿島市は第三セクターになるということで本当に大変な状況になっているにもかかわらず、さらにそのためにお金をかさねてはいけないということになるわけですが。私はこのことについては、本当に今、もう一回真剣に考え

ていかなくてはいけないときだと思えます。鹿島市は第三セクターになることに対しては大部分の市民が反対をして運動を取り組んだわけですが、もう一度ここから立ち上がる時だと思えますが、いかがお考えでしょうか。

次です。

J Rは肥前鹿島駅を委託駅にすると発表しています。この件については、今の時点でJ Rから正式な通知が来ているのでしょうか。また、これが委託になった場合に市民の利用にどのような影響を与えるとお考えなのか、まずお答えをください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

大きい問題から、かなり具体的な問題まで幾つか御質問ございましたが、私のほうからお答えしたほうがいいと思うものを幾つかお答えして、その余は担当の課長、あるいは部長からお答えいたします。

まず、冒頭お話があった議論は、実は国会の議論を各自治体の中にお持ち込みになっているので、これはもちろん御意見ですから、おっしゃるのは構いませんけれども、私のほうから具体的にお答えするという立場にはない分もございしますので、そこは御了解をいただきたいと思えます。

まず、気になったのは、鹿島市には夢も希望もないという御発言がございましたが、これはちょっと市民の皆さんにとって言い過ぎじゃないかなと私は思います。市民3万人が夢も希望もなく暮らしているというのは、ちょっと私はそういう判断はできかねますので、やや意見が違うということを申し上げておきたいと思えます。

それから1つは、行政サービスの幾つかの点について、無料化、あるいは積極的な市民の負担を削減するというお話がございましたが、行政サービスの中にはいろんな原因から利用料になじみやすいもの、サービスをお受けになる対価になじみやすいものとなじみにくいものがそもそもあるわけなんです。なじみやすいものは、そのたびごとにきちんとある程度の御負担をいただくと。なじみにくいものは当然無料だと。例えば、一番典型的なのが、道路とか橋なんかというのは基本的に無料でお使いいただくということですし、いろんな証明書をおとりになるときは、その分の手数料をお払いいただくということ、これは御承知だと思います。それぞれが目的や運営のコスト、負担の公平さなどという見地から、制度的にも、あるいはそれぞれの自治体に任せられて定められているというわけでございます。

これらお上げになった、例えば、医療費とか保育料とか給食費ですね、それぞれ目的が違うわけなんです。無料というのは耳ざわりはいいんですけれども、全部とは申しませんが、

時として不公平感を生むことがあります。つまり無料になるということになりますと、その利用にできるだけ条件や資格をつけずに誰でも利用できないと、そうじゃない一定の条件がついている人、どうしても利用できない人については不公平感が出てまいります。それから、無料の場合は、基本的には希望すればほとんどの方が利用できるというものじゃないといけないんですが、どうしても身分上、あるいは立場上、制約がある、年齢的にもと、そういうものはなかなか難しいと。それと1つは、コスト的にある程度納得ができる水準じゃないといけないだろうと、私はそう思っております。俗に言う世間相場からして、ある程度水準なり幅があるもんだと思っております。

有料というものを決めるときに、例えば、私たちが最近、これは有料がいいですかね、無料がいいですかねと決めたものに、さっきおっしゃった「かたらい」のお風呂の代金とか、あそこの健康マシンの扱いがあったんですよ。そうすると、やはり特別のメリット感があるんじゃないだろうか、そういうことがあって、ただいま有料になっているということは御承知のとおりだと思います。

ただ、できるだけ負担を軽くしてさしあげたいと、それは方向は一致をいたしております。しかし、さっき言いましたように、目的とかいろんな運営コスト、それから、予算を編成しますときのバランスとか、そういうものを見て決めてあるということでございます。

それから、貧困についてお話がございました。これももしかすれば、ほかの方からも御質問があるかもしれませんが、これは一つの自治体とか、一つの時代の行政の対応で解決できるということではないという大変根深いといえますか、長い歴史と、解消には相当のエネルギーと時間を要するものと。例えば、日本の場合は、いろんな整理の仕方はございますが、子供たちが6人に1人とか7人に1人ぐらいは、そういう実態にあるんじゃないかということが言われておりますけれども、ある条件を与えればすぐ解決をするというものではございません。というのは、その生まれ育ってきた環境とか家庭、いろんなことをないまぜてこういう状況になっているということで、どういうふうになればこれが解決できるか、ある意味では非常に難しい世界的な課題でもございます。

今、仮に対応していくとすれば、一番やらないといけないのは、教育の面からどういうアプローチをするかということが各国、それから、各自治体、国も対応を考えていただいているということでして、1つ上げられた就学援助とか、そういうものを含めて、我々は大変大事な課題だと思っておりますので対応していかないといけないということではないかと思っております。

それから、新幹線についてお話がございました。御意見は御意見として承っておきますけど、私の率直な意見を申し上げておきますと、20年前の議論とほぼ同じことをおおむね述べられたんじゃないかなと思っております。その当時であれば、そういう主張もそれなりに、いろんな意味で外の人、あるいは客観的な立場からお聞きになった方もおられるかもしれませんが、一定のステージは上がっておりますので、この上がったステージから全部もとに戻

して、時計の針を逆に戻すという議論は、なかなかこれは理解を得るといのは難しいし、実際これからいろんな実務を担当していきます我々からしても、それは正直言ってとりにくい対応でございます。

端的に言えば、鹿島市は新幹線の問題について旗をおろすということを表明いたしておりますので、本当はおっしゃるようなことは旗をおろす前に言わないといけなかったことございまして、旗をおろしてしまった時点で言い出すと、おっしゃるのは構いませんけれども、これから我々がやらないといけないことをやっていく上について、プラスの面よりもマイナスの面、デメリットの面がいろいろ出てくるということは御理解の上でこれからの対応をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

お答えします。

まず初めに、保育料が26年度から27年度にどういうふう変わったかということにお答えします。

まず、認定こども園というのが27年度から導入されました。これは御存じのように、幼稚園でもゼロ歳児から2歳児までを預かることができるということです。それにより認定こども園の保育所運営費と同じような施設給付費というのが発生し、保育料もいただくようになるとい、幼稚園にですけれども、保育料の徴収があるようになりました。

そこで次に、保育料の算定ですけれども、これがこれまで前年分の所得税額課税世帯ということで、所得税額に応じた4階層から8階層までがございましたが、27年度になって市町村民税額課税世帯ということで、これは3階層から市町村民税の所得割額の階層別の判定とい、階層の区分ができました。それともう1つが、標準時間といって11時間、朝8時から夕方7時までとか、朝7時から夕方6時までとか、そういう標準時間という11時間の範囲で保育をするというのが標準ということになっておりますが、それに対して短時間の就労の方たちも保育園に預けられるようにということで、短時間の保育料というのが設定されました。これは8時間となっております。例えば、朝8時から夕方4時までということの預かりで、そちらのほうの徴収金額は標準基準額よりも鹿島市はそれぞれ1,600円ずつ額を低く定めております。

それと次に、保育料の状態はどうなったかと聞かれましたけれども、所得税のときと住民税になったときは同じようにスライドするように設定をしておりますので、ほぼ皆さん保育料額は余り変化はあらわれていないと思います。もちろん所得が変わられていたら上がったたり下がったりは発生していますが、あと、27年度の傾向としましては、生活保護世帯や母子世

帯とか住民税非課税世帯がふえたことにより、調定額自体は低くなっている状況です。

次に、保育料の無料化についてお答えします。

一般会計における民生費の占める割合は、26年度は51億円超の35%であり、ここ数年、県内では1位、2位の予算でございます。その中の児童福祉費、いわゆる児童や母子に関する予算は約22億円となっており、全体の15%を占めています。その中でも保育所運営費が一番の大規模事業でございます。昨年度の保育所運営費は約1,060,000千円であり、財源内訳は国庫負担金約380,000千円、県負担金約190,000千円、市の負担金は約190,000千円、保育料が約260,000千円でした。保育料は国の基準より約15%軽減しているため、市費を約45,000千円持ち出しており、結果的に市費は約235,000千円でございます。

今年度の認定こども園の施設給付費約50,000千円を含めた保育所運営費のここの決算見込み額は約1,260,000千円であり、特別保育の一部や保育士処遇改善加算が運営費に組み込まれた約80,000千円を除いても、昨年度から約120,000千円の増でございます。財源内訳は、国庫負担金約470,000千円、県負担金約240,000千円、市の負担金は約240,000千円、保育料約250,000千円です。今年度の保育料の軽減は約19%であり、市費を約58,000千円持ち出しており、結果的に市費は約3億円となり、昨年度と比較して約60,000千円の増となっております。

今月、3月1日現在の保育所入所児童数は、就学前の児童約1,900人のうち1,218人であり、64%の児童が保育所を利用しています。保育料完全無料化となると、保育料約250,000千円の予算を確保しなければなりません。結果、保育所運営費の予算は約550,000千円となり、市の財政状況では到底無理があり、現行どおり所得に応じた階層の相応の負担をお願いするしかないと考えております。

国は先月、2月19日に幼児教育の段階的無償化について、子ども・子育て支援法施行令の改正案を示しました。主な改正は、年収約3,600千円未満の多子世帯に係る特例措置の拡充であり、具体的には第2子の保育料を半額、第3子以降を無償とする特例措置と、その適用に当たり、第何子かを決定する際に算定対象となる子供の年齢制限を完全に撤廃し、生計を一にする子供で認定する改正案でございます。ただし、年収約3,600千円未満相当の具体的な市町村民税所得割合算額については、2人世帯で57,700円未満であり、ひとり親世帯で77,101円未満でございます。

保育料については、このように国の支援策により保護者の負担が軽減されるため、また、保育所に預けていない在宅保育家庭との均衡を考慮し、所得に応じた階層の受益者負担をお願いするものでございます。

次に、「かたらい」の受け付け手続についてお答えします。

会議室の利用については、申請書を提出してもらっております。電話での受け付けも行っていますが、利用する前までに必ず申請書を提出してもらっております。会議室以外の受け

付けは、総合案内で性別、時間、利用場所、年代、住所地区を該当部分に丸をつける様式で、1分もかからず受け付けしてもらっています。フリースペースを利用する場合は、時間に関係なく、利用していただくよう受け付けをしてもらっております。オープン当初は面倒くさいとの声を聞いておりましたが、徐々にそういう声はなくなり、受け付けで顔見知りになり、今では気持ちよく書いていただけるようになっております。

職員と利用者、また、利用者同士で顔見知りになったおかげで、プラザ運営のサポーター的存在の方もいらっしゃいますし、さまざまな情報交換やちょっとした相談などもあり、交流の場としての役割も果たしていると言っても過言ではありません。

プラザは個人施設ではなく、市民の御負担により運営している施設でございます。施設管理をする側としては、利用者が安全に安心して御利用いただくためには、誰が、どこで、何をやっているかを把握しておくことは当然の義務だと思っております。エイブルやほかの施設のフリースペースも同様に受け付けシステムがあり、市内外から利用者が来られる施設としては、統計のためだけでなく、施設の危機管理上、受け付けは必須要件と考えております。

今後も館内の利用者と総合案内の職員がお互いに顔を見て会話することで、利用者へ寄り添い、より使いやすい施設を目指したいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

議員の御質問では、まず、学校給食の無料化について、学校給食法第1条、第2条の考えから、学校給食も義務教育の一部であり、その義務教育については憲法で無償というのが保障されているというような趣旨の御質問であったかと思いますが、引用された学校給食法の第11条の中に経費の負担という規定がございます。第11条第1項の規定によりますと、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費及び人件費と、あと施設設備の修繕費については義務教育諸学校の設置者の負担とするというような規定がございます。

次に、第2項には、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童、または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするというような規定がございますので、この経費の負担という規定の考えからすれば、第一義的には学校給食費、いわゆる食材等の調達費については保護者の負担ではないかというふうに考えます。

それから、就学援助を利用している小・中学校の児童・生徒の割合でございますが、平成27年度当初認定の就学援助の受給者の割合は4.6%でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは肥前鹿島駅の委託について御説明いたします。

まず、このお話が市役所のほうにあったかということでございますけれども、これは昨年12月18日ですけれども、毎年、この時期にＪＲ九州のほうから鹿島市のほうにおいでいただいて、ダイヤ改正の御説明に来ていただいております。3月26日からのダイヤ改正について計画を御説明いただいております。ことしはその際に、昨年12月18日でございますが、これはＪＲ九州は鉄道部長様を初め、3名がお見えになります。企画財政課のほうでお話をお聞きしておりますので、私と担当者のほうでお話を聞いたところでございます。この際に、文書とかそういった正式なものがあるわけではございませんで、口頭で、今回、肥前鹿島駅の駅員については、現在、ＪＲ九州が直営で運営をしていますが、28年4月1日から鉄道営業株式会社での運営となりますということで、それがＪＲ九州の子会社であり、社員はＪＲ九州の出向やＯＢ、当然、駅業務については詳しい者ばかりで対応いたしますので、サービスについては全く変わらないということで、それも全社的にＪＲ九州が転換を行っていることですので、よろしく願いますということで御説明を受けました。

今回の質問がございましたので、再度、ＪＲ九州のほうに確認を行ったところでございます。その内容について少し御説明をさせていただきます。

先ほど申しましたように、4月1日から肥前鹿島駅がＪＲ九州鉄道営業株式会社、これによる業務委託駅になるとのことでございます。今回の業務委託駅化につきましては、ＪＲ九州の社の方針として全社的に取り組んでいることであり、受託をされるＪＲ九州鉄道営業株式会社はＪＲ九州の子会社でありまして、駅業務を専門に受託されている会社で、その社員というのが駅長の資格を持つ駅長の経験者でありますとか、ＪＲ九州からの出向の社員、ＪＲ九州のＯＢ、それとプロパー社員から構成をされているとのことでございます。

これまで肥前鹿島駅は駅長を含めて4人体制で、ＪＲ九州の直営で業務を行われております。駅の営業時間としては朝の6時10分から22時25分まで、改札口は、その後、最終電車が通るまであけており、その後、安全面から駅を閉めているとの御説明でございました。これらの業務内容については、委託後も変わらない体制、サービスを維持するとのことでございます。

したがって、お客様にとっては切符や定期券の購入など、これまでどおりに可能で、サービス面や安全面が低下することはないと御説明をいただいております。つまり御心配いただくような駅業務を地元任せに券売機による切符の購入になるとか、駅員さんが誰もいない時間があるということではなく、ＪＲ九州の責任において駅業務専門の子会社に業務を委託し、駅長も配置をされ、肥前鹿島駅を運営されるものと私どもは理解をしております。

また、佐賀県の新幹線・地域交通課に確認をしましたところ、これまで、例えば、既に肥前山口駅は営業については平成17年4月より委託駅になっているそうですけれども、事前

にそういった協議、説明があっているわけではありませんし、そのことにより大きな変化とか不都合などがあったということも聞いていないということで御説明をいただいております。

鹿島市としても、今後、肥前鹿島駅の運営の推移などについては注意しながら見守っていききたいと思えますし、鹿島市民とか利用者にとって安全面を含めて不便、不都合があってはいけないと思えますので、そこら辺を注視していきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

では、再度質問いたしますが、私がいろいろ申し上げましたが、今回の質問の一番わかっていただきたい、そして、取り組んでいただきたいというのは、この鹿島市の人口減の中で、子供たちもどんどん減っていく中で、何とか対応して、少しでも子供たちが多くなっていくように、みんなが生活しやすいようにと、そこを重点に私は質問を取り組んだと思えます。ところが、先ほど市長からいろんなね、そういう肝心なところの直接的なお答えはなかったと私は思いますが、本当にこれまで市としても、いろんな中で少子化対策だとか定住人口の促進だとかいろんなことを言っているわけですが、きょうの答弁なんかを聞いて、本当にそういう気持ちでやっているのかと私は言いたいですよ。全国もそうですが、今の鹿島市内に住んでいる子供たちの置かれている現状、そういう中で何をやっていかなくちゃいけないかと。本来ならそのところから私は市長の御意見が聞かれると思いましたが、全くそういうところはない。悪く言えば、いろんなことに理屈をつけながらおっしゃっているとしか私は言いたくありません。

だから、何度も言いますが、今、本当にここで、鹿島市で子供たちが少しでも多くなり、お母さんやお父さんや家族の人が安心して産み育てていかれるような鹿島市をつくるために何をやったらいいかと、このことをやっぱり本当に真剣に考えるときだと思えますよ。この件については、きょう初めて出した問題ではありません。これまで何度も出してきましたし、私だけでなく、ほかの議員の皆さんからも出ていると思えますよ。特に、今のような経済情勢の落ち込んだ中で、一番子供を持つ親が考えていくのは、経済的に何とかなっていけばなど、このことが一番大きいんですよ。どんなにすばらしい建物があろうが何しようが、やっぱり腹が減っては何もできないんですよ。財政的な保障がないと何もできないんですよ。そういう面から私は今回質問したんですよ。

保育料の問題にしても、医療費の問題にしても、全てです。一つ一つは私も言いませんが、ここでやっぱりこのことをしっかり考え、取り組んでいかないと、ますます鹿島市の人口は少なくなっていくと思えますよ。いつかも言いましたが、あるお母さんに保育料金を安くするように頑張りますねと言ったとき、そうなったらまた子供を産みますよと、本当にお母

さんがおっしゃるんですよ。そういう現状です。ところが、今はそれができない。医療費の問題だってそうです。子供が病気をして、何で早う病院に連れていかんやったねと言ったら、こんくらいなら何とかかなると思っておったと、お金もなかったけんと、そういう言葉が返ってくる現状なんですよ。そういうときに、やっぱり少しでも行政としての手助けといいますか、援助をやっていくということは私は大事だと思いますし、そういう子供たちが、そういう家族が一人でもいたら、それをやっぱり救っていくこと、これが行政の仕事だと思うんですよ。

さっきも言われました。補助とか、いろんな無料化の問題はなじみやすいもの、なじみにくいものがあるとかね、そんなことは問題じゃないんですよ。今の時点で何をやっていったらいいか、このことを私はやっぱり一番考えていただきたいと思いますし、きょうのような答弁だったら、これまでの少子化対策だとか定住人口の促進だとかいうことが本当にその気持ちでやられているのかと疑いたくなります。

医療費の問題でお尋ねをしますが、先ほどいっぱいお話をしてもらいましたが、私、なかなか聞き取りにくくて十分じゃありませんので、ずばり言いますが、今、500円と1千円の一部負担金がありますね。例えば、これを全額免除にするとした場合にどれくらいの財源が必要なんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

個人負担につきましては、まず、就学前の子供の医療費助成は24年4月から県下一斉に現物給付方式をとっております、これは保護者負担上限額を入院で1医療機関一月1千円、通院は1医療機関500円を2回までとなっています。小学生以上の医療費助成は県下全て償還方式であり、対象年齢や医療費の種類、保護者負担上限額は市町まちまちの独自設定となっております。

鹿島市の場合、小学生、中学生の入院、通院ともに医療費助成しておりますが、保護者負担上限額は月500円でございます。だから、現物給付である就学前の子供さんに関しては負担が大きくなっております。そちらのほうがちょっと資料がなくて……（「言っただけ答えていい。500円と1千円を全額出した場合、どれだけ要りますかと」と呼ぶ者あり）はい。

小学生のほうの自己負担額が3,180千円、中学生で1,000千円を超えておりますので、4,000千円ぐらいが小・中学生の自己負担額となっております、就学前の子供さんに関してはちょっと今資料がないんですけれども、この倍額にはなると思いますので、個人負担額を市町が見る場合、10,000千円は超えるかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、一部負担が小・中学校で4,000千円とおっしゃいましたね。私は子供たちのために、今の鹿島市の財政がどんなに厳しいといっても、本当に今のことを考えると、4,000千円の財源を出せないのか、する気がないのか。私はする気がないと言えないと思うんですよ。ぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間ありませんので、この件についてはぜひお願いをしたいと思います。

さらに、償還払いですね。償還払いは、前から申し上げておりますが、これは何が一番の要因で償還払いをしなくちゃいけないのか。窓口無料に切りかえることの問題点は何なのか、その辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

現物給付をするためには、各医療機関の窓口で市町の基準に応じた現物給付の導入をしなければならぬということ、もちろん市町が統一できないとシステムの導入とかも難しくなります。

先月の県の母子保健福祉課開催の子どもの医療費助成担当課長会議において現物給付化について説明がございまして、それで、小学生以上の医療費助成を対象年齢や保護者負担額を県下で統一しなくても、各市町の選択によって現物給付化を拡大できるということで枠組みをつくるという趣旨でした。そこで、県は今、県医師会や県歯科医師会、薬剤師会、国保連合会と29年4月から、来年度、29年度からの制度開始に向けて調整中ということですので、この現物給付化によって保護者の一時的な現金支出と償還手続の負担は軽減されるかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、現物給付については、そういう望みを持っていいということ、理解できますね。——ということ、です。

本当にこれまでも何度も出してきましたが、やっぱり医師会との関係その他ということ、今までなっていなかったんですが、ぜひできるだけ早い時期に対応していただくということ、お願いしたいと思います。

次に、保育料金の問題ですが、先ほど本当にまじめに説明していただいたんですが、私、なかなか聞き取れなかったんですが、1つは、保育料金は新制度になったからといって特別変わっていないと、余り変わっていないということをおっしゃったと思いますね。私は前もそんなふう聞いておりましたので、そうなのかなと思っておりました。実はそういう形で

の質問も準備をしたんですが、私、けさの新聞を見て、そうじゃないというのがわかったんですね。いや、鹿島市はどうか、まだわかりません。調査されていないはずね。どういうことかといいますと、子供2人以上も保育料が急増したという記事が載っています。これは、つまり新制度になった後の保育料金のあり方などについて、いろんなところのお母さんたちから、何でこんなに上がらなくちゃいけなかったのかというような苦情その他があったために調査をしているんですね。これは保育料算定方式の変更により子供が1人から2人の世帯でも保育料の大幅値上げとなるケースが続出することが調査でわかったと。実はこれは新聞赤旗が調査したんですが、このことがわかったと。子供が3人以上いる世帯の保育料急増は既に明白となっておりますということで、詳しくありますが、それは言いませんが、こういう現状があるということを私はけさの新聞を見て驚いたんですが、なぜ驚いたかという、鹿島市ではそんなに変わっていないというのを聞いていたもんですからね。

だから、変わっていないというのは、ある程度の申請書とかなんとかを見ればわかるかもわかりませんが、調査をされた上でそうなっているのかどうか。だから、この新制度というのがどういうものであるかということは、まだほかの面からも検証しなくてはいけないと思いますが、一番大事な家計の問題にかかわってくる問題ですので、私はこれを見たときに、鹿島市としても本当にそうなのかということがわかるような調査が必要じゃないかと思いますが、その辺について調査をしていただくお気持ちがありますか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

保育料が上がっているという声は鹿島市では聞いたことがなくて、個別に何件か見る限りは、そう変わっていらっしやらないというのはこちらも把握しておりましたが、全体的にどうなのかという調査はしたことありませんので、もし必要とあらば、することは可能かと思えますけれども、一件一件を当たるので、何件かの抽出という形でしかお受けできないと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ぜひ現状、実態を調査していただきたいと思いますのと、1つは、国がいろいろ軽減措置を考えているというようなことをおっしゃいました。確かに私も読んでみましたが、そうですが、しかし、やっぱり数字的に見ていますと、本当に軽減なのかというようないろんな複雑なものがありますね。特に今回、新制度になったために、預かる時間の契約だとか、いろんなものがありますから、そういうのに対しての計算の方法とかもいろいろ変わってくるので、保育料の動きというのも違うと思いますが、やっぱりその辺はよく見ながら、本当に今、安

心して子供たちをやれるような体制をとらんといかんと。ふえるどころか、私は無料にしくちやいけないということを言っているわけですが、その辺についての今後の動きも的確に見ながら、国がこうだから、じゃ、そうしますよということじゃなくて、やっぱり地域の実情に合わせた対応を考えていただくということを私はお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

議員おっしゃるように、それぞれの実態に応じて対応はしていきたいと思っておりますし、もし保育料でどうしても払えないというときには個別に分納だったりという対応もしておりますので、その辺に関しても適宜、それぞれの家庭に応じた対応をしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

次に、学校給食の無料化の問題で再度質問しますが、先ほど28年度の予算の審議がありましたが、その審議の中でも学校給食の滞納の問題が出ましたね。

これについて、まず再度お尋ねしますが、今どれくらいの滞納、何%くらいの滞納があるのか、お知らせください。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

3月9日の新年度予算審査特別委員会のときに御報告した27年度の徴収率は98.8%でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、98.8%、収納率は割と高いほうだと思いますが、これが単年度ですね。この前の審議の中では、何年もそれが続いている状況も報告があったと思います。払わなくちやいけないとわかっていても払えない状況ですね。それもびっくりするくらい長い年数だったと思いますが、私はこういう今のような状況の中で、やっぱり子供たちを本当に守っていくためには給食費の無料化というのはぜひ早急に進めていただきたいと思います。今、小学校、中学校を全部無料にしたとして、どれくらいの財源が必要ですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

これは試算でございますが、平成27年度の給食費会計予算の数字を使って試算したところ、児童・生徒数2,622人に対し無償化を実施した場合は約126,000千円が必要となります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

126,000千円ということですね。私はこれはぜひその財源は生み出していただき、無料にしてもらいたいと思いますが、特に、滞納をしなくちゃいけない御家庭というのは本当に苦しいと思うんですね。だから、そういう面でお願いしたいと思いますが、これはこれで終わって、次に行きます。

就学援助の問題ですね、今、4.6%ぐらい就学援助を受けられているということですが、この就学援助制度については、どうなんですか、こういうのがありますよと市報なんかでお知らせがされておりますが、学校なんかでも、例えば、入学時とかなんかにそういう説明なんかも今されていますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

毎年、小・中学校で開催される新入学時の保護者の説明会で保護者の方へ説明をいたしております。あとは、地区の民生児童委員会に学校長が出席されますので、そのときにも説明を行っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

子供たちが本当に皆同じに教育を受けられるような状況をつくっていく一つの方法としても、やっぱり財政的な負担をかけないということが大事だと思うんです。それで、特にこの就学援助金の問題では、先ほどの給食費と重なりますが、給食費が払えないような家庭なんかというのはわかるわけですから、そういうところには積極的な指導も必要だと私は思うんですよ。いつかも言ったかわかりませんが、私たちPTAの活動をしているときに、そうい

う御家庭とかがあるときは、それをあからさまにはできませんが、私たちはお互いにこういうのがあるのよと、それをしたほうがいいんじゃないかということで、本当に隠れた活動の一環として取り組んだこともあります、やっぱりそういうことをすることによって大分違うんですね。

ですから、ぜひ児童・生徒の状況を見て、大体クラスの先生が一番おわかりだと思いますが、そういうのを見ながら、やっぱりそれなりの対応をするということが私は今大事だと思いますが、その辺についてさらに取り組みを強めていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

議員おっしゃったように、給食費の滞納があるところについては、家庭訪問時に就学援助のチラシを配付して、よろしかったら教育委員会のほうに御相談くださいということは申し添えております。

それとあと、福祉事務所あたりともちょっと今連携をしております、特に、ひとり親家庭等になられたときは、窓口のほうでこの就学援助の制度を紹介していただくような取り組みを行っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

就学援助金の問題で最後にしますが、私、これまでも何度も言ってきましたけど、就学援助金をもらっている子供たちの、例えば、新学期の準備のお金、入学準備とか、それから修学旅行、こういう費用が後払いですね、精算払いという形で取り扱われていたのを改善すべきだということを何度も申し上げてきましたが、その辺については今どうなっているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

就学援助の、特に入学時の準備に必要な学用品等の支給について、もう少し早く支給できないのかというような御質問かと思えます。

就学援助の給付額につきましては、国の要保護および準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に準拠して支給しております。そのため、当該年度の支給額が決定される必要があると

ということでございます。国の決定の時期は、おおむね5月ごろになっております。そのため、なかなか額の確定ができないという問題が1つはあります。それともう1つ、ちょうど2月ごろから申請の受け付けを始めて、大体3月末ぐらいまでに申請が出てきております。その後、4月ぐらいまでに学校長へ認定したということで名簿等を送付するんですけども、その後、保護者から学校を通じて、どの口座に振り込むのかといった口座届けあたりが出てまいります。そういった流れの中において、どうしても事務手続上、6月にならないと支払いができないという状況ではございます。

ただ、いつも御質問を受けているとおり、もう少し早くできないかということで、事務的には、制度上、できる範囲で急いで支給はするようにはしております。以前は6月の終わりにころ払っていたかなと思うんですが、新入学の児童・生徒の学用品等については、6月の上旬にお支払いできるように教育総務課としても努めて、支払いのほうをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、入学準備金のことをおっしゃいましたが、申請してから云々だから、それはそれかもわかりませんが、もう1つ、修学旅行ですよ。修学旅行の費用、これも結構かかるでしょう。それについても、何で前もってして、後で精算できないかということをおはいつも申し上げています。家庭によっては、修学旅行のためにお金を借り入れなくてはいけない家庭もあるんですよ。だから、私はいつも言ってきたんですが、その点については改善されてきたのか、まだそのままなのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

修学旅行に対する就学援助の支給については、従来どおりの方法で支給をしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

従来どおりというのは、精算払いということですか、それとも、前もって出してあるんですか。改善されているということですか。ちょっとそこがわかりません。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

精算払いということで、前もって概算払いは行っておりません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

以前と同じ精算払いだということですが、この問題についても何度も何度も私は意見を申し上げてきたと思いますが、委員会の中でこのことが議論をされたことがありますか、どうですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

課内の担当者との話とかでは、やはりどうしても前もって概算でお支払いするという方法が今のところできないということなので、今のところ実額が判明してからの精算払いというふうなことにしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

結局、出さなくちゃいけない家庭が大変なんですよ。大体わかるでしょう。だから、例えば、概算払いでして、学校で徴収する分は学校にとるとか、そういう形でもできると思うんですよ。なぜできないのか。本当に子供たちのことを思ってやっているのかどうかですよ。自分たちの事務の都合だけでやらないでくださいよ。やっぱりそういういろんな問題が起きて、子供たちの格差が出てくるんですよ。修学旅行のお金を持っていかれん、この寂しい子供たちの気持ちがわかりますか。これはあなたたちの対応でできると思うんですよ。ほかの行政のいろんなあれでも概算払いというのはあるでしょう。一応出して、後で精算というのはあるんじゃないですか。そういうことは、本当に子供たちのことを思えば、たとえ困難であっても、それを乗り越えてやっていくのが教育委員会の仕事だと私は思うんですよ、子供のことを思うならば。今後どうですか、積極的に話し合い、取り組んでいただくと約束してくださいよ。教育長。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

先ほど染川次長がお答えいたしましたけれども、やはり制度上、概算払いというのは非常に難しいというふうに考えております。ただ、できるだけ修学旅行が終わって早目早目に精算をしていただくようには業者のほうにもお願いをしております。そして、支給をするということで取り組んでおります。（「答えになっとらんやないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

なぜ早目に出してくださいと言っているか、その意味はわかりますか。出さないといけない家庭が大変だから、修学旅行に行かんでいっちょかんねというときもあるんですよ、家庭によっては。こういうのを許せますか。本当にあなたたちは子供のことを思っていますか。思っているのなら、事務的に困難な面があれば、それをどうして乗り越えたらいいかということをやっぱりここで考えて、積極的に取り組んでくださいよ。

あなたたちね、修学旅行費用ぐらい持つておるくさんて、あなたたちはそういうのを何とも思わんかもわかりませんが、本当に3千円、5千円のお金だつて持つていけない、500円のお金だつて持つていけない、そのときにできない家庭もあるんですよ。そういう子供たちのことを考えたことがありますか。学校のことを体裁だけどんなにようしようとしても、そういう子供たちがちらほらおることによって大変な問題もあるんですよ。どうですか、教育長、もう一度答えてくださいよ。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

子供のことは、しっかりと考えているつもりでございます。それで、修学旅行費につきましては、入学をする段階から積み立てをするという方法も学校のほうではやっております。一どきに多額の金を準備するのは大変だろうからということで、これは希望制なんですけれども、積み立てをやっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それは積み立てをやっておったらいいでしょう。積み立てをやるお金だつて大変なんですよ。そういう家庭があるんですよ。そして、せっかく援助制度があるわけですから、それを

よりよく利用することを考えることが教育委員会の仕事じゃないですか。

これ以上言っても同じ答弁でしょう。これで終わりにしますが、ぜひ次にお尋ねするときには、このようにやりましたと、改革しましたと、その答えを待ちたいと思います。

新幹線の問題については、今、いろいろおっしゃいました。特に20年前云々ということですが、情勢が変われば、変わることもあるんですよ。市長、情勢が変わったんですよ、今。関東では新幹線がある程度できたところをやめにしたこともあったでしょう。そういうことだってあるんですよ。特に、これは鹿島だけの問題じゃない。全県の財源の問題その他があるんですよ。市民の、県民の大事な税金から、全く何のためにやるかわからないような新幹線に莫大な金をつぎ込む、今までのものを捨てたって、やめたほうがどんなに県民のためになるかと私は思います。

これは言っても、また同じことだと思しますので、これで終わります。

それから、委託の問題、これもちょっと私もいろいろ問題はあると思いますが、まず、サービスが低下をしないということですが、これについては、やっぱり私たちがよく見守っておかないと、どういう形になるかわからないという心配はあります。

もう時間がありません。最後にしたいと思います。

今、鹿島市政が大型事業優先でどんどん進められています。今、人口が減り、少子化が進む中で、何をやるべきか、このことを一番考えるときだと思えます。既に他市町においては、大型事業から福祉優先の姿勢、つまり私が今回取り上げました子供に関する政策の見直しをどんどん進めています。しかし、今回の質問で全くそういうことは影も見えませんでした。ましてや大型事業については、計画してもすぐに事業が進められるか、定かではありません。これは予算審議で、市長も市民会館の建設については資材や働く人の不足などで先の見通しがどうなのかというような意見もおっしゃったように、今のような先の不安な大型事業に取り組むのはやめて、子供たちのための政策を積極的に取り組むことが大事だと思います。今回、新世紀センターも資材の不足ということで事業が大幅におくれているという事実があります。大型事業優先の取り組みに終止符を打って、少子化対策のために福祉優先の取り組みに変えていくことを強く要求して、質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

答弁ありますか。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

一言だけ、時間がまだありますのでですね。

大型優先という言葉では、正確に言うと、今回の鹿島市の対応を表現しておりません。あなたの立場から見るとそうかもしれませんが、今回の事業をいろいろごらんになりますと、これまで、どちらかという抑制をしてきた。その結果、老朽化をできてしまって、早目に手をつけないといけないというバックがあるということ念頭にひとつ置いていただきたいと思います。

思います。

したがって、もう1つのキーワードを言うとしたら、手おくれにならないようにということとでございまして、額の多少だけで、大型である、だからいかんと、そういう論理は余りに端と端を結びつけた議論だと私は思っております。したがって、むしろ必要があるかないか、新しく今までなかったものを急につくることになったのか、そういうこともよくお考えをいただきたいと、そう思っております。（「はい、時間あります」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かにそういう事情もあると思いますが、じゃ、やるのなら身の丈に合った、その形でね、例えば、市民会館の問題だってそうですよ。身の丈に合った取り組みをする、全てそういうことだと思います。ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

おはようございます。13番議員、福井正でございます。今回も通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の質問の趣旨は、子供たちの豊かな未来のための鹿島市の教育を（みずから考え行動できる人を目指して）ということで、教育のことについて質問いたします。

それから、大きな2つ目は、長崎新幹線がリレー方式での運用になった場合の鹿島市への影響と対策はという、この2つのことで質問いたします。

まず、子供たちの教育についてでございますけれども、まず、鹿島市のキャリア教育への取り組みということを質問いたします。

キャリア教育というのは、別に官僚とかいう意味じゃないんですよ。キャリアというのは、いわゆる車輪が通ったわだちの跡という、いわゆる経験をどう積むかということがキャリア教育だそうでございます。

2015年の離職率というのがございます。中卒で1年目43.7%、2年目55.6%、3年目64.8%、高卒、1年目19.4%、2年目31.8%、3年目40%、短大卒、1年目18.1%、2年目

30.8%、3年目41.5%、大卒、1年目12.2%、2年目22.8%、3年目32.3%となっているということが資料としてございました。なぜこのように離職者が多いのか。その理由として、思っていた仕事と違って、給料が低かった、会社の環境になれなかった、職場の人間関係が辛いなどだそうです。

文部科学省は平成16年、中央教育審議会のキャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書で、求職と求人との不適合の拡大、若者の勤労感の未熟さ、職業人としての基礎的資質、能力の低下などが指摘され、精神的自立がおくれ、人間関係を築くことができない、進路を選ぼうとしない子供たちが増加傾向にある。高等教育機関への進学割合の上昇に伴い、モラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしなくなったり、進路意識や目的意識が希薄なまま、とりあえず進学したりする若者が増加している。子供たちが社会で経験するさまざまな課題に柔軟にたくましく対応し、社会人、職業人として自立できる教育の推進を求められ、指定地域で研究及び活動が始まりました。各地でさまざまな取り組みが行われ、現在に至っております。

鹿島市でも、平成27年度「鹿島市の教育」の中の「個を生かし一人一人の能力を伸ばす教育の推進」の中に、「社会人・職業人としての基礎的な資質・能力を育てるキャリア教育の推進及び主体的に自己実現を目指す進路指導の充実」の記述がございます。これまで鹿島市でどのようなキャリア教育に取り組んでこられたのかをまず質問いたします。

次に、55年前、私がまだ中学生でございました。高校進学の際、進路指導というのは当然ございました。中間考査などの試験の成績をもとにして指導をされておりました。私が3年生のときでございますが、3学年308名——これは鹿島中学校だけです。今と全然違いますね——いる生徒の中で、何番の場所にいるかということによって、例えば、鹿島高校なのか、鹿島実業高校なのかということ振り分けられて指導されるということが私たちの時代にはあっておりました。自分が行きたい高校の受験のためには、それなりの順位にいるということが必要でございました。それは先生が生徒のやる気を出させることや不合格になることで生徒への影響を考えてのことだと思いますが、現在の高校への進路指導はどのようにされているのかを質問いたします。

次に、私たち団塊の世代でございますけれども、子供のころ、家の手伝いをするのは当たり前のごとでございました。農家では田植え、稲刈りのときには学校を休んででも手伝いをされている人がおられた時代でした。また、商工業でも、私の経験でございますが、その当時は風呂も、いわゆるくどがございましたので、まき割りもしましたし、風呂を沸かしたりする、それから、弟、妹たちの面倒を見るというのは当然のごとでございました。また、家計を助けるために新聞配達、牛乳配達、豆腐売りなど、今で言うアルバイトをしていたことがございます。実は私自身も豆腐売りをしたことがございまして、余り売れませんでしたけれども、そういう経験をいたしました。キャリア教育がなくても、自然と社会とのかかわ

り、成り立ちを学んでいた時代でございます。今の生徒たちの家庭での手伝い、本当にされているのかどうか、その辺の調査をされたことがあるのか、質問いたします。

次に、宮崎県でございますけれども、延岡市、日向市、この2つの市の方とちょっと話をしたことがございますけれども、キャリア教育に現職の職業人の方、また、リタイアをされた方をキャリア教育の講師として、NPO法人をつくりまして、学校に派遣して講和をする、それから、職場でいろんな体験をしてもらうということが行われています。また、ほかのキャリア教育を行っている自治体でも、さまざまな取り組みがなされています。鹿島市で地域の方々と協働してキャリア教育に取り組む考えがございますでしょうか。

次に、貧困の連鎖という言葉が最近よく目にするようになってきました。貧しい家庭の子供たちは高等教育を受ける機会に恵まれず、就職の機会も限られる。結果的に貧困の連鎖の状況が続いていくと言われております。それをとめる手段として、高校授業料無料化や以前の子ども手当等がございます。子供たちの明るい未来のために、手厚い手当も必要だと思います。

政府でも取り組まれておりますけれども、鹿島独自の施策というのは、予算上、大変困難だと思いますが、実は鹿島にも奨学金制度がございます。ただ、私がインターネット上でホームページを見ましたときに、やはり支給額が少し少ないんじゃないかなという気がしますし、支給条件も厳しいんじゃないかなと思いますが、この改善の考え方があるかどうか、質問いたします。

次に、先日、全員協議会の中で鹿島市食育推進基本計画案の説明がございました。よくできている計画だと思います。だけど、計画だけではなくて、やはり実現しなければいけないと思います。以前、私の一般質問の中で朝食の必要性について質問をいたしました。朝食をとることで脳の活性化につながり、学習意欲が湧くということを質問いたしました。

現在、朝食摂取状況はどのようになっているか、また、朝食を食べているのは主に何を食べているのか、調査されたことがあるかどうか、質問いたします。

次に、大きな2つ目でございます。長崎新幹線が、いわゆるリレー方式での運用ということが、それになるかどうか、まだ決まっていませんけれども、今、計画と申しますか、そういうことを議論されています。佐賀新聞によりますと、九州新幹線長崎ルートに導入するフリーゲージトレインの開発がおくれまして、武雄温泉駅で在来線特急と新幹線を乗り継ぐ、いわゆるリレー方式で2022年に暫定開業させる代替案がJR九州の提案で現実を帯びてまいりました。山口知事は、追加負担が発生しないこと、在来線機能の存続等を条件に協議に応じる姿勢を見せられたという報道でございます。暫定開業の場合、鹿島市にとりまして交通体系に多大な影響があることございまして、気がかりなことでもございます。

知事が在来線の影響に言及されることで、長崎本線運行がフリーゲージ開業まで延びることを望みたいのでございますが、そのことについて知事や、いわゆる沿線自治体の方々と話

し合いや申し入れをされるのか、また、されたのかについてお尋ねして、総括の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

それでは、1点だけ私からお答えしたほうがいいと思いますので、新幹線の関係ですけど、お話がございましたとおり、現在、フレームとして、2022年の開業を前提として、これまで関係者はいろんな努力というか、計画をつくるということで作業が進んでおったんですけれども、ここへ来まして、どうもフリーゲージが間に合わないんじゃないかという話になりまして、ただ、間に合わないだけではだめなので、じゃ、何をするか検討しないといけないだろうということで、政権与党の会合が開かれているというのは既に新聞とかその他報道で御承知だと思います。3月内を目途に結論を出そうということで検討が進んでいると承知をいたしておりますが、その中で、私がいろんなことで知り得る限りで言いますと、少なくとも開業をいつするかということはお決めになるんだろうと思っております。そのときのスタイルがフリーゲージなのかどうなのかと。恐らくこの2つを中心に回るんじゃないかと思っております。

せんだって山口知事が国へというか、この検討委員会に主張されたのは、プロジェクトチームにお話をされたのは、おおむね4つなんです。1つは、これまでの3者合意を前提にして、フリーゲージの量産車を使って、これまでの話のとおり運行するということが長崎新幹線の基本ではないかということが1点ですね。それから、追加的費用、これはいろんな試算がありますけれども、新たに7億円必要だとか何とかという試算はありますけれども、金額が問題じゃなくて、追加的費用には応じられないということを主張されておられます。3つ目は、フリーゲージを前提にすれば、現在存在をしております計画では、アプローチ工事とか、いろんな工事が鳥栖駅で行われないといけないと。これは予定どおりやってくれという話になっていますね。4つ目が実は私たちが一番関心を持つところなんですけれども、フリーゲージトレインをもし仮に時間がずれるというようなことがあれば、長崎本線の特急本数の確保などを十分配慮してほしいということをおられます。要するに一番最初のことですね、F G Tによる運行が基本でしょうということですから、それまではちゃんと特急の本数も確保しないと我々としては全体として応じられないという姿勢でお話があったと思います。

今申し上げました1番から3番までは、正直言いますと鹿島としては口を挟む余地はございません。ございませんというのは、好きだとか嫌いだとかと試してみるところで、これまでの経過から、そういう時間は過ぎておりますから。4番目が一番関心があるんですが、リレー方式というのは、まだ時間があるようでないんですけれども、決まったわけではないん

ですよ。確定するのはもうちょっと時間がかかると思います。その場合でも、いろんな方法があるんですよ。上下で乗りかえるとか、横で対面で乗りかえるとか、いろんなことを言われておりますけれども、フル規格の使い方等を含めて、一般的に全部リレー方式と言われておりますですね。4番目に関心が一番高いと言いましたのは、知事としては、これまでの経過は経過として踏まえながら、この長崎本線の周辺に存在している自治体、これに十分配慮した発言をしていただいていると思って、我々は評価し、しっかり頑張ってもらいたいと、そう思っているところでございます。

その場合、県が仮に従来のことよりも踏み込んでお話になるとすれば、2点あると思います。1点は、開業時期がどこから開業したことになるのかということ、実はさっき議員もお話があったように、何年間かずれますので、開業時期をどこからかということ。これはいろんな意見があるんですよ。JRはJRとして、2022年だと、どんなことがあっても2022年だとおっしゃっていますし、いやいや、リレーだったら期間にはノーカウントだという意見もないわけではないと。それが1点ですね。つまり始まりをどこからにするかと。2点目が特急の本数です。これは一応は決着を見ておりますが、我々は利便性の面からすると、これはちょっと足りないんじゃないかと。そのほかのいろんな、例えば、どんな電車を使うか、ディーゼルカーを使うかとか、いろんなことはありますけれども、私は県がそこまで踏み込んで考えていただいていることからすると、2点が一番大事なことじゃないかと思っております。

ただ、あえて私の立場から言わせていただきますと、いずれも本当は条件闘争に近いんですよ。これは終わる前にやらないといけなかった話なんですよ。だから、振り返って、昔のことに言ってみてもしょうがないんですが、なかなか難しいと。これを鹿島市が代表してやるとなると、もっと難しいということになると思います。本気で、例えば、3者合意はなかったことにしてくれとかいう話になりますと、これは正直言って実現可能性とか周囲との関係から言って、つらいというか、何ば言いよるとやろうかと言われるかもしれませんね。それはわかりません、ほかのまちが言いんさつとやっけんですね。ただ、大事なことは、もし我々が少しでも今前提とされている特急の本数とか運行の形とか駅舎とかについて少しでもいい条件をかち取ろうとすれば、鹿島市は自分だけじゃなくて、沿線市町が一本化、一枚岩になって言わないと、このまちのことだけでは言えないんじゃないかと、そう思っています。したがって、今、近隣のまちとは既に実務的には会合を持っておりますし、県のほうにも、むしろ私以上にこれまでの経過を知っている人がいっぱいこの仕事をやっていますから、いろいろあったかしらんけど、県に汗かいてもらって、みんなこの沿線の人たちがまとまってJRと協議、調整をできるようにしてもらいたいということで、そこは承知をしております。ただ、どういうふうに取り運んでいくかということがこれからの対応の仕方だと思います。

ちょっと余計なことですが、もう1つ言っておきますと、実は仕事は新幹線だけじゃないんですよ。有明海沿岸道路、諫早湾干拓の問題、それから、この地域の観光の問題とか、近隣市町とは十分に連携をとり、意思を合わせて対応していかないといけないわけです。ですから、それらをにらみながら、十分な連携をとりながら、この地域の住民の皆さんにとって何が大事なことから、そういうことで県に汗をかいてもらおうということをお願いをしております、時間が限られているといえは限られておりますが、まだまだ開業までの時間もあるといえはあるわけですから、何かをするか、じっくり我々は対応していかないといけないと思っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

私のほうからは鹿島市のキャリア教育への取り組み及び鹿島市の食育の現状はについて答弁いたします。

まず、鹿島市のキャリア教育への取り組みについてお答えいたします。

これまで鹿島市でどのようなキャリア教育に取り組んでこられたのかという御質問ですが、まず、学校の取り組みとしては、働くことや仕事の内容等の学習状況について行っております。小学校の低学年の生活科では、学校や地域でお世話になっている身近な人の仕事について、町内のお店や施設を訪問し、仕事内容について話を聞く活動を行っています。中学年では、鹿島市内の食品加工工場やスーパーマーケットを訪問し、働く人々に話を聞く活動を行っています。高学年では、自動車工場やその関連会社、日本の中小工場が持つ高い技術についての学習や米や野菜づくりの仕事内容や工夫、大変さなどを学習しています。中学校になりますと、中学校3年生の社会科で勤労の権利と義務、労働者の権利について学習をしています。

また、体験的学習の学習状況について、小学校において修学旅行で食品工場や自動車工場を訪問したり、製造ラインの見学や働くことについて学んだり、体験学習として農作業体験も行っているところです。

次に、高校への進路指導はどのようにされているのかという御質問ですが、中学校における進路指導は生徒自身が主体的な進路の選択と将来設計ができるように、特別活動の中で進路に関して系統的に学習をしています。1年生においては、進路探求という観点から、なぜ働くのだろう、10年後の自分を考えよう、職業について調べようといったことから始めます。2年生においては、進路計画という観点から、中学卒業後のさまざまな学びの道、いわゆる高校調べや職業について考える職場体験などを行っています。3年生においては、進路選択という観点から、進路選択の準備をしようということで、ここでも高校調べ、それから、自分に合った進学先とはといったことで高校への体験入学などを行っています。また、3

年生においては、3者面談を3回ほど実施しております。生徒が希望する進路実現ができるように支援を行っているところでございます。

次に、今の子供たちの家庭での手伝いの状況についての御質問ですが、これは平成27年度の佐賀県学力・学習状況調査の意識調査というものがございまして、その中で、家で手伝いをしているのかというような質問がございまして。鹿島市の子供たちの回答によりますと、家で手伝いをよくしている、時々しているの割合ですが、小学5年生で84%、中学1年生で83%、中学2年生で69.4%という結果でございました。

次に、鹿島市で地域の方々と協働でキャリア教育に取り組む考えはありますかといった御質問ですが、市内中学校の職場体験の実施状況を見ると、職場体験先の事業所については、地域の事業所の方の御理解と御協力のおかげで毎年受け入れをさせていただいております。中学校では、事業所で2日間の職場体験を行っております。また、生徒が希望する事業所がない場合は、地域の事業所の方やPTAの方に協力を依頼し、新たに事業所を見つけることもできております。このことから、現在、既に地域と連携したキャリア教育ができていますというふうに考えております。

また、職業講和においても、同じく地域の方や事業所、卒業生などの協力を得て、いろんな仕事をされている方を招いての職業講和が行われているところでございます。

次に、鹿島市の食育の現状についてお答えします。

議員御質問は朝食の摂取状況ですが、平成27年12月に市内の小学5年生254人と中学2年生286人に回答してもらった朝食等実態調査といった調査がございまして。その調査によりますと、毎日朝食を食べるが小学生では89.8%、中学生では86.7%となっています。食べないことが1日あったといった回答ですが、小学生では5.1%、中学生では5.6%となっております。それに対し、全く食べないが小学生では0.8%、中学生では1.7%となっております。残りの回答につきましては、食べないことが2日から4日ほどあったといった結果になっております。

次に、朝食の内容ですが、これも朝食等実態調査によりますと、一番多い割合は主食とおかずとみそ汁の組み合わせで、小学生では23.6%、中学生では24.5%となっています。次に多いのが主食とおかずと飲み物の組み合わせで、小学生では18.9%、中学生では21.0%となっております。次に主食と飲み物の組み合わせや主食とおかずの組み合わせなどが続いております。

以上で答弁のほうを終わります。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

私からは奨学金制度についてお答えします。

奨学資金は佐賀県と佐賀県社会福祉協議会、鹿島市に制度がございます。

まず、県の修学資金はひとり親家庭の児童が対象であり、高校から大学、専門学校までが対象であり、金額は学校区分により設定されております。18千円から64千円以内であり、福祉事務所を通して申請することになります。

ほかに、県には低所得の一般家庭に高等教育育英資金、月額18千円の貸付制度があり、学校から申請する仕組みになっております。大学等の育英資金はありませんが、日本学生支援機構に大学向けの奨学金がございます。

県社会福祉協議会の教育支援費は低所得世帯が対象であり、高校から高等専門学校、短大、大学を対象に35千円から65千円以内の貸し付けがあり、鹿島市社会福祉協議会を通して申請することになります。

鹿島市の奨学資金は高校の3年間を対象に貸し付けており、要件は世帯の収入がおおむね5,000千円未満であり、貸し付けは月12千円でございます。市の貸し付けは年間4人の予算を準備しておりますが、ほかの貸し付けのほうが金額が高いため、また、高校の授業料の無償化の影響もあり、近年の申し込みは減ってきており、27年度の申し込みは1人にとどまり、来年度、28年度の貸し付けは申し込みがございませんでした。

いずれの奨学資金も貸付利子は発生しませんが、返還金の免除等の規定もございません。奨学資金以外に佐賀県にひとり親家庭の児童対象の貸し付け、佐賀県社会福祉協議会に低所得世帯の児童対象の貸し付けで就学支度資金や就業資金貸し付けがございます。

鹿島市の奨学資金制度は、ほかの制度で漏れた方のために配備しておく必要があると考えており、見直しは今のところ特には考えておりません。ただし、貸し付けの実情を見ながら、就学支度資金貸し付け等への変更は可能かと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それでは、質問をいたします。

まず、長崎本線のことについてお聞きいたしますけれども、やはり長崎本線の沿線、鹿島市はもちろんでございますが、太良町にしても、白石町にしても、江北町にしましても、や

はり重要な高速交通手段でございまして、私は朝、たまに孫を肥前鹿島駅まで送っていきま
すけれども、これは通学生が多いんですが、かなりの方が利用されているという状況です。
そうなったときに、やはり本数が減るということは、鹿島の市民にとってもそうなんですが、
太良町にしても、白石町にしても、江北町にしても、やはりかなりな影響が出てくることだ
と思います。

そうなったときに、やはり沿線の自治体といろんな協議を進めていかなければいけないと
思いますし、県との協議も当然しなければいけないと思いますが、そこら辺の協議というの
を今までされたことがあるのか、それとも、今後される計画があるのか、そこら辺をお尋ね
します。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

事務レベルの協議ということでお答えをいたします。

これは第六次総合計画の策定を企画財政課がしておりまして、そのことから、この第六次
総合計画にはJR長崎本線の利便性の維持確保・向上の要望とか、九州新幹線長崎ルート開
通後の利活用策の研究などを第六次総合計画に掲げているところでございます。そういった
ことで、どうしてもやはり長崎本線の沿線自治体との連携が必要になりますし、県との協議
も必要だということで、佐賀県のほうにお願いをいたしまして、まず、意見交換会を持って
いただいたところでございます。それは昨年11月に、新幹線開通後の長崎本線等に関する関
係市町の意見交換会ということで事務レベルで検討を始めたところでございます。11月6日
です。これがスタートで、その後、今回の開業方式の問題につきましては、佐賀県のほうか
ら関係市町には、これまで政府・与党の検討委員会というのが5回程度開催されているよう
でございますけれども、それとか、佐賀県の今主張をされていることなど、こういったもの
はメールで関係市町にも送っていただいて、情報の提供をいただいているところでございま
す。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

事務レベルでも協議をされているということで、その内容まではお聞きいたしませんけれ
ども、やはり今後は首長同士の話ということも必要になってくるんじゃないかなと思います
けれども、そこら辺の対応というのは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おっしゃるとおりなんですよね。当然そうなります。ただ、首長同士の話し合いというのは、別に事を構えて何月何日に話しましょうということだけではなくて、御承知のように、知事とも近隣の市町ともいろんな会合がございますし、会合のときには有明海沿岸道路のこともありますし、498号のこともあれば、諫早湾のこと、いっぱいありますから、そのときそのときで情報交換はいたしております。

重ねて申し上げますけれども、一番難しいのは、鹿島市がどういう立ち位置で話をするかというのが一番難しいわけです。前に踏み込み過ぎると、そのときだけ話をするというし、引っ込んだら市民の皆さんの意見がうまく反映できないと。その辺の案配が非常に難しいということではないかと思いますが、一つだけ言えるのは、これまでいろんなことでそれなりの意見交換なり情報交換をしてありますから、それが無駄にならないようにしていかないといけない、私はそういうふうに思っています。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひ今までの情報、意見の交換等が本当に無駄にならないようにしていただきたいということと、やはり鹿島だけじゃなく、沿線の住民にとっても重要な足でございますので、しっかりと取り組みをお願いして、この項目は終わります。

次に、キャリア教育に移りますけれども、鹿島市でもさまざまなキャリア教育をされているということは先ほど答弁でわかりました。わかりましたけれども、では、その結果が、例えば、高校で中退する人がどれくらいいるのかとか、就職してから離職する人がどれくらいいるのかと、いわゆる離職率等に反映されているかどうかという検証がされたのかなという気がしますが、そこら辺の検証をされたことはございますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

中退率や離職率に反映しているのかどうかの検証ということは、今までしたことはございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

多分されていないだろうなと思いました。

これは私自身の経験なんですけれども、実は佐賀県の理美容専門学校というのがございすけれども、そのの理事をしていたことがございます。そのの学校は、今から10年ぐらい前に方針が変わったんです。どういうことかといいますと、それまでは高校中退の子供さんたちを受け入れていたんですよ。受け入れて、最後の足がかりというんですか、そういう場所であったんですけれども、10年ほど前に中退者は原則受け付けないというふうに変りました。ですから、ほかの専門学校、専修学校等も同じようなことがあるのかなと。私はほかのを調べたことがないからわかりませんが、現実問題として、高校で中退した場合は行き先がなくなってしまうという懸念がございす。だから、就職する以前の問題がそこで発生をしているということなんです。

ですから、そういうふうにならないためにも、やはり高校中退とか離職とかいうことを防ぐ努力というのをしなければいけないと、私はそう思います。じゃ、そのためのキャリア教育ということが必要なわけなんですけれども、市ではインターンシップで各企業等に実習に行つてということはされているんですけども、これで本当にキャリア教育に足りているかなという気がするんでございす。

そういうことで、例えば、今、労働基準法で中学生のアルバイトというのは原則禁止ということにされておりますよね。だけど、以前の子供たちというのは、新聞配達はもちろんですが、さまざまなアルバイトができておりました。今は実は新聞配達すらもできないという状況になっております。ですから、そこら辺がですね、自分で働いて自分でお金を稼ぐという意識を持って初めて、キャリアに結びついていくというふうに私は思いますが、いわゆる中学生のアルバイトについてどういう状況なのか、お知らせください。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

中学生のアルバイトの状況ということですが、今回、学校のほうに照会をさせていただきました。その結果、現在のところアルバイトの許可を受けている生徒はいないというようなことではございす。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

いないということは、そこはわかりますけれども、実は中学生のアルバイトに関しては特例があるんですね。例えば、学校長の許可があるとか労働基準局の許可をもらうとかいうことがあればできるということもあるそうでございす。これはインターネット上に掲載されていた記事でございすけれども、中学生の方が投稿されています。投稿した内容というの

が、自分はいわゆるシングルマザーと2人で暮らしている。お母さんは収入が少なくて病気がちで、やはり収入を得るために自分がアルバイトをして家計を助けたい。だけど、労働基準法があって働くことができないという投稿があったんですね。ですから、これはある意味で言ったら非常に極端な例かも知れませんが、自分である程度稼ぎたいと。私たちの中学生のころまで、それができたんですね。できたけれども、いわゆる労働基準法の改正によってこれができなくなったということがございます。

私は法律を破れということを行っているわけじゃございませんよ。だけど、そういうやりたいという子供たち、やはりできたらさせてあげたほうがいいんじゃないか。家計のためもありますけれども、いわゆるキャリア教育という面で、そういう取り組みが私は一つの効果的なキャリア教育じゃないかなと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

福井議員おっしゃるとおり、労働基準法との関係がございまして。労働基準法によると、小学生、中学生を働かせることは原則としては禁止されております。しかし、製造業等工業的業種以外の業種で、健康と福祉に有害ではなく、その労働が軽易な業務であれば例外的に、中学生について、使用者がその所轄労働基準監督署長の許可を得ることで修学時間外の許可の範囲内で働かせることができるというふうにされております。

また、各学校に現在のアルバイトに関する取り扱いについてちょっと確認をさせていただきましたが、鹿島市における中学生のアルバイトについては、基本的には学校において許可制というふうにしているということでございます。理由としては、当然、中学生の本分は学業であることということと、あと、新聞配達などが、特に冬場など薄暗い時間帯から配達をするため安全面に少し問題があるといったことなどが挙げられております。ただし、家庭の経済的理由の場合は、生徒の実態とか保護者の意識、地域の実情などを総合的に判断し、許可をする場合もあるといったような回答が得られております。

こういった学校の取り組みについては、勤労のとうとさとか社会体験などを学ぶ学習としては学校で取り組んでいるので、学業とか安全面等の問題点を考えると、許可制は妥当なところではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私も許可制は妥当なことだと思います。ところが、いわゆるアルバイトをしている人が誰

もないという状況があるのも、また現実でございますよね。

もう1つ起きてくるのが、例えば、家業の手伝い。いろんな手伝いをしているというのがありました。例えば、自営業でお店をしている、その店番をすとかいうこともあると思います。例えば、農業をやっているところでは稲刈りとか田植えとか、そういうお手伝いをするということがあると思います。だから、自分の親の職業を通じてさまざまな経験をしていくということもできるんじゃないかなと思うんです。今、農業につきましても、商業につきましても、後継者が非常に少ない状態になってきています。これは親のほうの責任でもありますけれども、子供たちにそういう作業をさせないということになっているのかなという気がするんです。ですから、家業の手伝いをする、これも程度がいろいろあると思いますが、私自身のことを言いますと、実は小学校のころから家の炊事をやったり洗濯をやったり、いろんなことをやってきました。店の手伝いはできませんでしたが。

だから、そういうさまざまな形で、いわゆる家の職業、家業の手伝いというのができるんじゃないかと思いますが、そこら辺の判断はどうされていますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど27年度の佐賀県学力・学習状況調査の意識調査でお手伝いをしているかどうかというものの回答を申し上げました。当然、お手伝いを学校のほうとしても勧めております。お手伝いとか家の仕事をするように働きかけてはいるということです。ちなみに、例えば、小学5年生の家庭科の宿題で、1週間、家の仕事や家事などを責任持ってするといった宿題を出されているといったケースもございますので、学校としては勧めているというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

やはりキャリア教育という意味では、家の手伝いをするということが私はまず第一歩だと思います。私のところもインターンシップを受けたことがございます。1日か2日見えて、仕事の話を話するんだけど、その人に仕事をさせるわけにはいきませんからね、どんなことをするんですよというぐらいの説明しかできないんですけれども、やはり鹿島市の企業があります。そういう企業に行って、実際、工具を動かすとかいうことはなかなか困難なことなんだけれども、やはり何を物をつくってみるとかいうことはできると思うんです。だから、そういうことをすることで、仕事のおもしろさ、楽しさということを学んでいく、これ

がキャリア教育だと私は思いますので、そういう取り組みはさらに進めていただきたいなというふうに思います。

それからまた、これは延岡市の例なんですけれども、あそこはNPO法人をつくって、いわゆるキャリア教育をする講師の人たちを集めておって、そこから学校に派遣をするという形をとっていらっしゃる。鹿島市の場合、いわゆるキャリア教育をする講師の方の選定というのはどういうふうにされていますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

講師の選定ということでございますが、地域には地域に応じた先生というのがいらっしゃると思います。例えば、物づくりマイスターの先生というのがいらっしゃるって、その方の指導による銅板レリーフ作製とか、ほか、鹿島市では木彫りの職人さんもいらっしゃいますので、そういう方から面浮立の面作製の指導を受けたり、地域の特色を生かした指導というのがあっております。あとは、有明海がございますので、有明海に面した小学校あたりになると、漁協さんの協力を得て漁業体験とかノリ摘み体験なども行われておりますし、あと、地域の先輩ですね、卒業生の方に例えば芸術家の方がいらっしゃったら、その方の演奏とお話を聞くとか、あと、洋菓子店のシェフがいらっしゃったら、その方の話を聞いたりとか、いわゆる地域の先輩ですね、どちらかというところ、そちらのほうを頼りに取り組まれているといったことが挙げられます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

わかりました。

実は18歳から選挙権が与えられるということになりました。ことしの参議院選挙から投票ができることになりましたけれども、子供たちが選挙に対するイメージというのをどういうふうに持っているか、全然わからないんですけれども、延岡市ではNPO法人の講師の中に市議会議員が入っています。議員が入っていて、いわゆる政治の話、選挙の話等々を学校の中ですということの取り組みをされています。もちろん売名行為と言われたらしようがないんですが、やはり今の子供たち、特に若い人たちの政治に関する関心というのは非常に低くなっています。投票率もかなり低いですよ。だから、この投票率が低いままですと、やはりある意味では民主主義の危機的な状況につながっていくと思います。

ですから、そういうことで、いわゆる政治的な話、選挙の話等々を学校教育の中でしていくということも私は今から必要になってくるんじゃないかなと思います。それについてど

う思われますか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

学校教育の中で、政治に関してはきちんと取り扱っております。学習指導要領の中にも位置づけがしてありまして、主に社会科の中で小学校から中学校にかけて勉強をしております。ですから、そういった面で政治に関する意識というのは高めていけるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

していらっしゃることはよくわかるんですけども、現実問題として投票率が大変低いです。18歳はまだやっていませんけど、今までも20代の投票率というのはかなり低くなってきておりますよね。だから、政治に関する関心がかかなり薄れてきている。いわゆる政治の大切さ、選挙の大切さということがどうもよく理解されていないんじゃないかなという気がするんです。市議会議員を講師に入れろということは私は言いませんけれども、だけど、ある程度、いわゆる政治家をした経験のある方たち、例えば、やめられた市議会議員とかいう人たちも講師に加えていって、政治とはどういうもので、どういう仕組みなんだよ、どういうことをするんだよということをやっぱり教えていく必要があると思います。

市民の方たちも、市議会議員が何をやっているかというとは実を言うとほとんど御存じないんですよ。だから、そういう状況になってきていますから、やはりやめられた方とか、そういう方たちを講師として呼び出して、政治の話、選挙の話をしてもらうという取り組みも私はひとつ今からの政治に対する関心を高める上で必要なんじゃないかなと思いますが、どう思われますか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

やめられた議員に来ていただいて、お話を聞くということをおっしゃったわけですけども、いろんな考え方を知ることは大事だろうと思います。ですから、特定の方を呼ぶということじゃなくて、数名とか、複数の考え方についていろいろとお話を聞く機会はあるんじゃないかなというふうには思います。学校の状況等に応じて、それは対応をしていかなくちやいけないかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そういうことで、できること、できないことあると思いますけれども、しっかりと今からの政治の教育についても取り組みをお願いして、この項目は終わります。

次は食育について質問いたしますけれども、朝食に関して私は質問いたしました。なぜ朝食なのかなといいますと、これも以前の一般質問で取り上げたことなんですが、熊本県の高등학교、天草にある高校だそうですけれども、その学生たちは朝食をほとんど食べてこなかったということがありました。結果的に午前中はどうもぼおっとしている、学業に身が入らないという状況があつて、非常に荒れた学校になっていたという熊本県のある校長先生の話を聞いたことがあります。じゃ、それをどうやって解決していったかということ、実は教職員が全員、家から米やらみそやら野菜を持ち寄ってきて朝食をつくって食べさせたそうなんです。食べさせることによって、朝、ぼおっとしている子がいなくなって、学業もどんどん向上してきたということがあつたということをおもある講演の中でお聞きしたことがございます。ということは、朝食の必要性というのがやはりいかに大事なということが、その例でわかると思います。

先ほど教育次長から話がありましたように、小学校5年生で89.8%は食べていますよ、中学校2年生で86.7%が食べているという報告がございました。ということは、逆に言いますと、10%以上の子供たちが朝食を食べていないという状況にあるということも言えると思いますよね。じゃ、これをどうすればいいかと。結局、朝食を食べさせるのは親の責任ですから、親に何とかしなさいということなんでしょうけど、子供たちが朝食を食べない理由というのは、まず、朝、早く起きられないとか、眠いから食べたくない、学校に行く時間が迫っているから食べられないとか、さまざまな理由があると思うんですけど、多分この10%から12%の子供たちというのはこれが常態化してしまっていて、いわゆる学力向上の妨げになっている可能性があると思うんです。ですから、これらの子供たちにもやっぱりしっかり朝飯を食べようよという、ある意味でこれは運動にならないといけないと思います。学校教育の問題じゃなくて、社会運動の形にならないと、なかなかそこは話が進んでいかないと思います。

これは高齢者については質問しませんけれども、高齢者も一緒なんですね。朝御飯を食べない高齢者というのも当然いらっしゃいます。そういう人たちの状況がどうなのかということを見ると、やはりかなり厳しい状況にあるのではないかなと思うんです。我々大人についても、朝御飯を食べていない人も結構いるんです。特に、20代の人たちは食べない人が多い。朝御飯を食べないと、私自身が経験したことでですけど、朝御飯を食べていないときはどんどん太っていました。朝御飯を食べ出して、規則正しく食べるようになってきたら体重が落ちてきまして、以前はメタボと言われたことがありますけど、今はそれが解消いたしました。

た。だから、朝御飯を食べることによって健康にもつながっていくということにあると思います。

ですから、いわゆる朝食を食べていない子供たち——だから、朝食を食べている子たちでも、御飯とおかずとみそ汁とか、さまざまな食べ方があると思いますけれども、例えば、牛乳一杯だけ飲んでくるとかいう子もいるかわかりませんよね。だから、いわゆる食生活の改善ということを小・中学校のころからしっかりと頭の中に入れておかないと、大人になっても、どうしても朝食抜きの生活というのが広がってしまうんじゃないかなという気がいたしますが、これについては何か考えはございますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど1割程度の子供が朝食を食べていないのではないかというふうなことでございましたけれども、その1割の中には、食べないことが1日あったとか2日あったとか、そういった子供も含まれますので、全く食べなかったという子供は、小学生では0.8%、中学生では1.7%程度ということでございます。

それで、御質問なんですけれども、朝食を食べない理由については、これも朝食等実態調査の中からの回答なんですけれども、やはり朝食を食べない理由で一番多いのは、食べる時間がないといった回答が小・中学生ともに一番多いということでございます。そういったことへの対応なんですけれども、学校のほうでは食育といったものを当然子供たちに教えているところです。児童・生徒の自己管理能力を養うためにも、栄養教諭というのが鹿島市には配置されておりますので、栄養教諭等と学級担任の連携によって食に関する授業を実施して、発達段階に応じた食育の充実を図っていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

しっかり取り組んでいращやることはわかるんですけれども、現実問題として、20代のいわゆる大人になった人たちが朝食を食べない率が非常に高いという現状がございます。ですから、ここにいращやる部課長全員にお聞きしますけれども、きょう朝食を食べなかった人はいращやいますか。——全員食べておられますね。ありがとうございます。

非常に朝食をとらない率が高いということは、学校教育を受けている段階ではわかっているんですけども、大人になるに従って、だんだん実はその意識が薄れてきているんじゃないかなという気がしますので、これは学校教育の問題だけではございませんけれども、やはり

しっかりと取り組まなければならないというふうに思います。

では、次の質問に行きます。

貧困の連鎖ということで、先ほど総括で質問いたしましたけれども、いわゆる奨学金、先ほど答弁をいただきました。高校生までの奨学金があるということでもございましたね。国内のいろんな奨学金をやっている財団等々がございますけれども、ほとんどが貸与型です。いわゆる貸し付け型なんですよね。ところが、諸外国はほとんどが供与型、交付型なんです。いわゆる貸し付けじゃなくて、どうぞ全部使ってくださいというやり方が外国、特に先進国ではそういう状況になっています。ところが、日本では、それをやっているのは大手の新聞社だけなんです。大都会にある大手の新聞社なんです。そこは新聞配達を4年間することで奨学金を上げますよと、ずっと続けていったら支払いを免除しますという新聞社がやっている奨学金だけでございます。本当は貸与じゃなくて供与、交付型にすることによってどうなるかといいますと、今の若い人たちは大学を卒業して就職をします。そしたら、大学ですら、多分数百万円の貸し付けを受けていると思うんです。最初から背中に借金を背負って仕事をするという状況につながってきますよね。だから、そうなったときに、ちゃんとそれを払っている方も当然いらっしゃるわけなんですけれども、現実問題として、そこまでするんだったら、高校でやめて大学に行かずにおこうとかいうことを考える人もいるのかわかりません。

ですから、いわゆる資金の問題がありますから、これは簡単にできることじゃございませんけれども、例えば、今、熊本県の知事選があっていますが、供与型、交付型の奨学金に取り組みますということを公約に掲げているある候補の方がいらっしゃいました。これはどういうことかといいますと、いわゆる奨学金をお貸しします。これは高校、大学を含めてなんです。そして、例えば、熊本県に定住して何年か住んだら返さなくていいですよということらしいです。ですから、じゃ、鹿島市として取り組むとしたら、やはり鹿島市に住んでもらう、例えば、最低3年なら3年という期限を切って住んでもらうことで、ちゃんと住んだら返済はしなくていいということをしたら、これは定住促進策にも多分つながっていくことだろうと私は思います。

ただ、問題は、原資をどうするかということなんですけれども、例えば、原資を、ふるさと納税が28年度予算として10,000千円収入があることになっていましたよね。だから、これを奨学金、鹿島の子供たちの未来にけるためのふるさと納税ということで、この制度をつくっていただいて、そして、そこで集まったお金を原資として、最初は貸し付けということになりますけれども、そういう形で差し上げるということをやすることで、ある程度、いわゆる資金面のめどもつくんではないかなと思いますが、これについて答弁はどっちがしますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

かつては一番よく知られているのは、師範学校に行ったら学校の先生になるというようなことがあれば、例えば、授業料が免除されるとか、そういう制度がございました。今、大体自治体でやっておられることを大きく分けると、特定の業種とか、特定の仕事についてもらえたら免除しますよというスタイルがございますね。それからもう1つは、一定の期限、あるいは期間、地域に住んでくださいとか、そういう条件がついたら考えられると思います。実は今回、その中に鹿島市としては入っておりませんし、それから、これからもすぐ取りかかるという具体的なイメージはないんですけれども、これまで議論されたことが全くなかったかという、そうではございませんで、私たちのまちで一番欲しい職業、実は小児科のお医者さんだったんですよ。ですから、小児科のお医者さんを何とかしてこのまちでやってもらえないだろうかという検討の中で、例えば、その間の授業料の全部、または一部、それから、開業してお見えになったときの開業資金を何とかするだとか、いろんな方策を俎上に乗せて検討した経過はございました。したがって、全くそういう類いの資金について知恵出しをしなかったかという、そういうことはございませんでしたが、結果的に今のところまだ結論は出ないでおりますし、ただ、これは課題の一つではないかなと思っております。

かつて課長の皆さんに、大体今、1年に1回か2回、アイデア募集をしておりますで、まとめて市長に提出するよというものは、これは御承知だと思いますけれども、この中にこういう意見を書いてみえた管理職の方がおられたので、それはある意味で検討の対象になるんじゃないかなと、そういうことを頭の中に覚えておりましたので、御紹介をしておきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひいい方向で検討をお願いしたいと思います。

実は鹿島の企業は仕事がないという話がよくされるんですけど、谷田の旭九州さんは、何年前だったですかね、募集をかけたけど、3人ぐらいしか応募がなかったということがありましたよね。実は鹿島の企業も人手不足なんです。鹿島の中の大手企業については、いわゆる工業が主体ですから、そういうところも都会の大学生に呼びかけてもなかなか来ないと、帰ってこないという状況があるということを知りました。ということは、仕事がないんじゃないかと、自分に向けた仕事とっていないという状況だと思うんです。

そういう人たちに来てもらおうモチベーションにするためにも、やはり奨学金制度、いわゆる交付型の奨学金制度、もちろん条件つきですよ。鹿島に何年住む、鹿島の企業に勤めるとかいう条件をつけることによって、これを利用する人たちがふえてくる。もちろん原資の問題があ

りますけどね、そういうことが起きてくると私は思うんです。ですから、今から鹿島の人口をふやすことにはならないと思いますが、人口の流出を防ぐ方策にはなると思うんです。ですから、そういうふうな取り組みをぜひやったらどうかという私からの提案なんですが、これについてももう一度答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

定住対策ですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを立てて、いろんな定住対策を行っていきたいと思っております。その中で、御提案いただいた内容も一つの方策として検討を当然しなければならないと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略、定住対策、先ほどおっしゃいましたように、仕事がないということが一番になっていて、そういった形で、いろんな戦略を考えておるところでございます。昨年10月に策定をいたしまして、結果、数値目標などを掲げながら検討してしております。それで、PDCAサイクルということで、今年度の分については3月末に検証をして、また4月から新たな戦略でありますとか取り組めることを検討してまいっております。現状では、来年度は当初予算を当然掲げておりますので、その予算組みの中では、今、御提案いただいた内容はもちろんまだ入っておりません。今年度につきましては、こういったことをしながら、その後、また御提案いただいた内容も検討しながら、定住対策というのはいろんな施策を総合的に実行することによって、一つ何かこれをやるということではなくて、産業面でありますとか、少子・高齢化対策とか、そういったいろんな施策を総合的にやることで成果が出るものと思っておりますので、そういった中で検討をしていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

やはり総合的に考えていかなければいけないと、私もそれはよくわかるんですけども、一つの動機づけの手段として、やはり私はやったほうがいいんじゃないかなと、そういうふうに思って、こういう質問をしました。

鹿島の企業でも人手不足だということを言いました。有効求人倍率は1.01まで実は上がってきています。ついおとしまでは0.54ぐらいだったんですよ。すごく低いのが、有効求人倍率がどんどん上がってきているということは、人手不足の時代に入っているということでございます。これは鹿島のハローワークの場合ですよ。ということは、今から人が足らなくなって企業進出すらできない、よその企業が鹿島に来ることすら困難な状況が生まれてくる可能性があると思います。そういう意味においても、いわゆる若者に対する施策、対策とい

うことを考えていく必要があると思います。

先ほど私は奨学金にふるさと納税を目的税として使ったらどうかと提案しましたが、これについてお考えがございますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

現在のふるさと納税の使い道につきましては、規則等で7つ絞って決めているところがございます。今後、実際の7つの使い方とか、7つでいいのか、もっと絞るのかということも含めまして、使い道については今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

きょうは別にふるさと納税の議論をするつもりはなかったんですが、つつい話の流れでそこに行ってしましまして、ふるさと納税、28年度に約10,000千円ということを目定されています。ところが、よそはすごいところがありますね。平戸市とか玄海町など、あそこは単位が違つて億単位でございまして、やればできるんだなというのがありました。例えば、1億円鹿島市に入つてくるとしたら、そのうちのかなりの部分を先ほど言いました奨学金等にも使うことができると私は思うんですね。だから、そのためにも、やはりふるさと納税をもっとふやしていくという努力をしなければならないと思います。

ふるさと納税で一番人気があるのは、やっぱり牛肉、佐賀牛が一番人気がありまして、だから、そういう消費者にとって魅力があるものがないと、なかなかふえないというところがあると思いますよね。ですから、これの返礼品についても鹿島独自のものをしっかりと考えていただいて、消費者が飛びつくようなものを選んでいただきたいと思います。きょうの趣旨と違いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

確かにふるさと納税の返礼品等で一番人気があるのはお肉だと思つております。当然、鹿島市についても、そこら辺が返礼品の中に取り組めるように努力していきたいと思つていますし、鹿島の果物でありますとか、今、お米がぼちぼち出始めておりますので、そこら辺を充実させていきたいと思つております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

しっかり取り組みをしていただくことをお願いいたして、一般質問を終わります。

きょうは教育ということでキャリア教育ということと長崎本線のこと、2つのことについて質問いたしました。今から鹿島市がどうなっていくか、この2つのことで、かなり鹿島が変わっていく可能性がありますので、このことはしっかり取り組んでいただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時48分 休憩

午後2時 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。1番議員、杉原元博でございます。早いもので今議会が4度目になり、議員のお仕事をいただいて、もうすぐ1年が経過しようとしています。今後も市民の皆様の声を大切にしながら、鹿島市発展のために頑張ってまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

最初の質問は、ピロリ菌検査助成の導入についてです。

医学博士でもあります秋野公造参議院議員が国会質疑などを通して、ピロリ菌が胃がんの主な原因であること、早期のピロリ菌除菌が胃がん撲滅につながることを訴え続け、2013年2月に保険適用範囲を慢性胃炎にまで拡大されました。保険適用後のこの2年半で、約300万人の除菌と約3万人の胃がん発見、早期治療につながったと考えられています。

それまでは胃がんの主な原因とされるピロリ菌除菌の保険適用は胃潰瘍や十二指腸潰瘍で認められる一方、症状の軽い慢性胃炎の段階で除菌するには実費で数万円の医療費がかかっていました。胃がん撲滅へ大きく前進した出来事であったと言えます。

全国で約300万人であることから、およそ40人のうちの1人が除菌されたこととなります。鹿島市においても、早期にピロリ菌を除菌され、胃がん予防をされた市民の方もたくさんいらっしゃると思います。このことから言えると思いますが、重症化の予防が市民の皆さんの健康寿命を延ばし、さらに社会保障給付費の抑制にもつながると思いますが、この点につい

て市の考えを最初にお伺いいたします。

次に、2番目のがん対策加速化プランについて質問をします。最初の質問と多少関連する点もありますが、よろしくお伺いいたします。

がん対策基本法が成立してから、ことしでちょうど10年を迎えます。国を挙げての本格的な取り組みがスタートし、検診受診率の向上や専門病院の充実など、がん対策は着実に前進してきました。2006年に成立したがん対策基本法と、それを受けて2007年に策定されたがん対策推進基本計画についてお伺いします。

2012年に策定された第2期基本計画には働く世代や子供のがん対策なども盛り込まれ、現在まで取り組みが進められています。その結果、全国的に1割から2割だったがん検診受診率は、この約10年で3割から4割に向上しております。鹿島市でも同様に受診率が向上し、効果が上がっているか、お尋ねをします。

以上で第1回目の質問を終わります。その後、一問一答でお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

1点目のピロリ菌についてお答えをいたします。

ヘリコバクター・ピロリについては、保有者の胃がんの発生リスクが5倍になると言われており、その除菌については、胃潰瘍、十二指腸潰瘍に加えて、平成25年より胃炎の診断がされたものも保険適用とされたところであります。また、胃カメラで慢性胃炎等と診断された場合には、除菌だけでなく、検査も保険適用とされることとなりました。ピロリ菌は多くの人が乳児期に感染をしていると言われ、日本で感染している人はおよそ6,000万人とも言われています。ピロリ菌に感染していても必ず胃の病気になるわけではありませんが、胃潰瘍の7割、十二指腸潰瘍の9割が感染によって起こるとも言われており、胃がん患者の9割を超える方が感染者であったという報告もあっております。ピロリ菌の感染により、胃がん発生のリスクは高くなると言えるものと考えております。

鹿島市での胃の悪性新生物、胃がんでありますが、それを死因とする方の死亡数は平成24年が14人、25年では13人となっており、人口10万人当たりの死亡率は43.1となっており、佐賀県は44.7、全国では38.7となっており、市町村が実施する健康教育や検診の指針となる国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の中では、胃がん検診を受診することの重要性とともに、胃がんと食生活、喫煙、ヘリコバクター・ピロリの感染等との関係の理解の健康教育を実施することとされています。また、その実施に当たっては、ヘリコバクター・ピロリを除菌する1次予防と検診を行う2次予防がともに重要な役割を担うことから、胃がん検診と緊密な連携が確保された実施体制を整備することなど、その効果的な

実施に配慮することとされているところであります。

鹿島市といたしましては、がん検診を実施し、受診率の向上に努めるとともに、先ほど申し上げた健康教育を実施し、ピロリ菌の除菌が胃がんの発生リスクを低くする可能性があることなどを市民の方に伝えていきたいと考えています。鹿島市としても、ピロリ菌の影響を含め、予防接種や検診など、市民の疾病予防や重症化予防を図ることで健康寿命を延ばせるものと考えており、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

2点目のがん対策加速化プランについてでございますが、平成18年に制定をされましたがん対策基本法は、がん対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とされています。この法律の中では、国はがん対策推進基本計画を策定しなければならないこととされており、この計画はがん対策の推進に関する基本的な計画と位置づけられています。さらに、都道府県には都道府県がん対策推進計画の策定が義務づけられており、佐賀県がん対策推進計画は、現在、平成25年度から29年度までの第2次計画中であります。

鹿島市においては、国、県の計画に沿って、がん検診や健康教育の実施を行ってきたところです。鹿島市で実施してきたがん検診の受診率向上対策といたしましては、まず、年度初めにがん検診の勧奨チラシの配布を行い、同時に検診の申込書を配布し、回収をいたしております。がん検診の実施に当たっては、個別の検診ではなくて、セットでできるような日程を組み、また、日曜日や夜間の検診の実施等をしながら受診率の向上を図ってきたところであります。

御質問の受診率の向上というところですが、鹿島市の平成21年度と26年度の受診率を比較いたしますと、胃がんが平成21年度が11.1%、26年度が10.2%、肺がんが10.9%が14.2%、大腸がんが12.5%が15.5%、子宮がんが21.7%が23.7%、乳がんが25.9%が25.1%と、種類によっては下がっているものもありますが、わずかながら上昇が見られるものもあるというような状況になっています。

この受診率につきましては、推計対象者数を分母にしておりまして、この推計対象者数というものが国勢調査の人口から農林水産業従事者を除く就業者を差し引いた者を対象者として算出したしております。国における受診率には、この推計対象者数を基礎とした受診率と、もう1つ、国民生活基礎調査という調査があるんですけれども、その受診率を使用する場合があります。これは抽出調査になりますが、検診の受診状況など、職業に関係なく算出するもので、市町村が実施する検診の受診率とは少し数字的に開きがあることを御了解いただきたいと思っております。

このように、職域で実施されている検診と、市町村が実施する検診の受診率には職域で受診をされている検診の実態が把握できていない、どのくらいの方が職域で受診をされているのかというのが把握できていないという課題も国のほうでは上げられており、一概に受診率

だけを見て上昇したというようなことは申し上げにくいんですけども、これについては国も課題として上げておりますので、鹿島市でも同様な課題があると考えておりました、その解決に向けては国の動きなども見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

それでは、最初の質問でありますピロリ菌検査助成の導入について一問一答でお願いいたします。

先ほど答弁いただきましたように、鹿島市として、がん検診とあわせて受診率の向上ということと健康教育を実施すると、それで胃がんの発生リスクを低くする可能性があるということなどを市民の方にも伝えていきたいという答弁をいただきました。私もまさに大事なことでと思っております。

市民の皆さんががん予防に対する意識を持っていただくこと、これが非常に大切ではないかなと思っております。その上で、ピロリ菌検査の重要性と除菌が保険適用とされていることを周知徹底していくということを前提に質問をしていきたいと思っております。

2月2日付の佐賀新聞に掲載されておりましたが、佐賀県は県内の中学3年生全員、約9,000人を対象にピロリ菌の感染検査を実施すると発表しました。都道府県単位での取り組みは全国で初めてであります。2016年度当初予算案に関連経費約25,700千円を盛り込む方針であるとされております。また、検査はあくまで任意ではありますが、本人の了解を得た上で学校健診の尿検査の資料を用いるとしております。

県の実施を受けて、鹿島市としての市の対応、教育現場の対応についてお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

ピロリ菌検査助成の導入についてということでございますが、この事業は、先ほど議員おっしゃられたとおり、佐賀県が未来へ向けた胃がん対策推進事業というような名称で打ち出しております。この事業の必要性の中で、ピロリ菌除菌は年齢が若いうちに実施することが効果的であるため、子供たちの将来及び次世代の胃がん発症リスクを軽減できるとしております。

この事業の実施年齢については、除菌治療が身体的に可能で、保護者が適切に子供を管理し、確実に治療へ結びつけることができるとして、中学3年生を対象とし、県内全域で実施

される予定でございます。

ピロリ菌検査等の実施方法は、県が実施拠点として佐賀大学医学部附属病院に事業を委託しております。学校の健康診断で提出される検尿、これは腎機能検査で使う検尿でございます。その資料の検査を行う機関が尿中抗体検査の結果データを同病院に提出し、1次検査の陽性者に対して同病院が検査結果を通知するものでございます。その後、当該陽性者が同病院に検便を提出し、同病院が便中抗原検査を行い、2次検査陽性者は医療機関で除菌治療後、その後、8～12週間経過後、除菌確認検査を行うことになっております。

当該治療及び確認検査についても、県から保護者に対し助成金を行うといった趣旨でございます。

そこで、御質問の市及び教育現場の対応ということでございますが、2月25日に開催された県健康増進課の説明会において、今後、各市町において中学校への概要説明、それから、参加意向の取りまとめ及び県への連絡を行い、中学校において3年生の生徒への事業概要リーフレット、同意書用紙の配布、回収などが行われ、来年度から実施される旨、説明があつてるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

詳しい説明ありがとうございます。

中学3年になりますと県のほうで検診できるということですが、今の小学生、あるいは中学1、2年生であれば、中学3年になればそういった検診を受けると。ところが、高校生とか、今の20代、30代の方はそういった検診の助成が今のところはないわけでありまして。

そこで、県によりますと、2014年の若い年齢層を含む75歳未満の人口10万人当たりの胃がん死亡率は佐賀県が全国ワースト2位だったとされております。ピロリ菌の除菌は早いほど胃がんの発症リスクを減らせ、胃がんは予防できるがんなのに、佐賀県では多くの方が亡くなっております。また、胃がん罹患率は非常に高く、男性で1位、女性では乳がんに次ぐ2位となっております。今回、佐賀県が中学3年生を対象にしたピロリ菌感染検査助成の発表は、全国に先駆けて胃がん撲滅に向けて取り組む意思のあらわれであると思っております。

また、県内の各市町のピロリ菌検査助成の導入状況は、県内20の自治体の中で、現在、唐津市、武雄市、嬉野市、そして大町町の3市1町で行われており、それぞれ助成の内容は多少違うようではありますが、個人負担金は1千円から1,500円と、約7千円程度の補助があります。一例として、隣町の嬉野市のピロリ菌検査助成制度について申し上げます。2段階の検査助成制度があるようです。その1つとして、ピロリ菌感染検査費用助成というもの、これは満30歳から49歳の者に対し、検査1回につき7千円の助成、検査は尿素呼気試験法で、

自己負担はおよそ1千円、2つ目に、嬉野市ABC検診助成というのがあります。18歳から39歳を対象に健康づくり健診というもので、希望者は1千円の自己負担。

このABC検診というのは、ピロリ菌抗体検査とペプシノゲン検査を組み合わせ、胃がんの危険度を血液により検査するものです。ペプシノゲン検査により胃の萎縮性、つまり胃の状態がわかります。ABCD、4つの群の中で、A群はピロリ菌、ペプシノゲンともに陰性、この状態は正常で、胃がん発生率は0%と言われております。次に、B群はピロリ菌が陽性で、ペプシノゲンが陰性、これは軽度萎縮。次のC群はピロリ菌、ペプシノゲンともに陽性の場合です。これが中度萎縮。そして、最後がD群ですが、ピロリ菌が陰性で、ペプシノゲンが陽性の場合です。この状態はピロリ菌さえも胃にすめなくなり退却した状態で、高度萎縮という最も危険な状態と言えます。このようなことがABC検診で判明をします。特に、若いころからの検査が大変重要だと思われれます。また、ピロリ菌は地下水や井戸水に多く、赤ちゃんのころに井戸水を飲んだ人が感染率が高いとも言われております。

以上の点を踏まえまして、今後は鹿島市においても、先ほど申しあげました3市1町のようピロリ菌検査の実施及びその公費助成を導入すべきであると思っておりますが、答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

ピロリ菌の検査の助成についてということでの御質問でございますが、先日、ピロリ菌検査の実施及びその助成についてという4,000人を超える方の御署名をいただいたところであります。また同時に、そのときに専門的な立場と見識をもとに講演をいただき、大変参考になり、お礼を申し上げたいと思っております。

今、議員御紹介のように、ピロリ菌感染の検査方法については、内視鏡により調べる方法、実際に内視鏡で生体をとって組織を調べる方法、血中、尿中の抗体検査、呼気検査、便検査などがあるようです。金額についてもそれぞれ違いがあり、3千円から8千円程度ということで幅があるとのことです。また、嬉野市で実施されているABC検査とは、詳しく御紹介をいただきましたけれども、ピロリ菌の検査とペプシノゲンという物質の測定によって胃の粘膜の萎縮、胃の粘膜の老化を調べる検査ということでお聞きをいたしております。

胃がん検診につきましては、先ほど申しあげましたががん検診の指針が改正をされ、これによって鹿島市もこれに準じて実施をしてきたところでございますが、胃のエックス線検査とあわせて、この改正によって胃の内視鏡検査が加わることとなりました。これを受けて、佐賀県内では実施体制の整備を整え、平成29年度から内視鏡検査、これは現在やっている集団検診等ではできないものですから、これができないかということで検討を始めているところ

であります。

内視鏡検査が実施をされれば、その検査とあわせてピロリ菌の検査も同時実施をできることなどを含めて、今、紹介いただきました4市町の実績や効果、実施方法などを参考にさせていただきながら、具体的な検討を進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

この病気は重症化してからは医療費も莫大にかかりますし、何よりも病気を患った本人が一番きついと思います。検査や初期の段階では医療費や公費負担もさほどかかりませんし、市民の皆さんが健康で長生きできることは何物にもかえがたいことであります。

この定期検診や胃がん検診項目へのピロリ菌検査の追加、検査費用における個人負担の軽減を求めたいと思っておりますが、樋口市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えをいたします。

このABC検査を含めて、検査の手法は議員御承知ですし、詳しく御説明いただきましたから省略いたしますと、現在では国民病とも言えるような胃がん、あるいはこの地域では肝がんですね、地域のみんながさらに関心を持つということは大変大事なことで思っていますし、関心が高まってきているんじゃないかと私自身も思っております。

その中で、先ほども課長が申ししておりましたけれども、ピロリ菌の検査助成について、鹿島市長に対して4,000名を超えるような要請の署名をいただいたことは、私どもとしては重く受けとめたいと思っております。また、その際、先生方から専門的な立場でいろいろ講演、お話をいただいたということは参考になったんじゃないかと思って、改めてお礼を申し上げます。

その中で、特に胃がんの場合は早期発見、これが大変大事なことで、今は、もちろんステージによりますけれども、早く発見すれば、ほぼ完治をするんじゃないかという病気というふうに扱われているわけでございます。その早期発見のためのいろいろな検査も、もちろん定期検診ですね、それもありますし、ピロリ菌単独の検査がありますけれども、お話しございましたペプシノゲンとあわせてやるABC、大変効果のあるもんだと言われてきております。これらを含めて、現在、検査の方法は大変進んできているんじゃないかと。しかも、ポピュラーになってきているということではないかと思っております。

佐賀県でも中学生、あるいは一部を対象に29年度から検査のやり方なり助成の方法もどうするのか、検討しておられるというふうに聞いております。そうなると、ピロリ菌の検査自体がやりやすくなるんじゃないかと私どもは思っているんですよ。ですから、今、るるお話をいただいたことを含めて、これから私たちのまちも次のステップにどうやって進むかと、その準備を進めるということで、整理すべき課題をチェックしているということでございます。少々時間をいただいて、いろいろな助成のやり方にもスタイルがございますし、それぞれのまちの事情、あるいはそれを支える技術的なサポートも要りますので、そういうことを含めて、これから詰めることを詰めながら作業を進めていかないといけないと思います。

冒頭お話ししましたように、大変地域の皆さんの関心も上がってきておりますし、これに対応する必要はニーズとして上がってきていると思いますので、今お話ししましたような形で対応するように、私自身もそう思っていますし、指示をしておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

市長、ありがとうございます。

今後、しっかり対応していただけるということで大変にうれしく思っております。特に、いろいろこの問題も難しい部分があるかと思えます。助成のやり方というのをやはり種々検討していただいて、今後、導入の方向に進んでいただけたらというふうに思います。

次に、2つ目の質問でありますがん対策加速化プランについて一問一答でお願いいたします。

先ほどがん検診の受診率向上について答弁をいただきましたように、がん予防へ検診の強化がなされています。がんは年々増加し、脳卒中を抜いて死亡原因の第1位になりました。国民の2人に1人はがんになり、3人に1人はがんで亡くなると言われております。

厚生労働省が昨年12月に発表したがん対策加速化プランについてお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

昨年12月に策定されましたがん対策加速化プランは、先ほど申し上げましたがん対策推進基本計画に沿って進められているがん対策が、その全体目標であるがんによる死亡者の減少がこのままでは目標達成が難しいと予測をされ、基本計画に示されている分野のうち、おこなわれているために加速することが必要な分野と死亡率減少につながる分野に絞り、短期集中的

に実行すべき具体策が示されたものです。

プランは3つの柱から成っており、1つ目の柱は、がんの予防とされており、その内容につきましては、1つ目に、市町村や保険者が実施をするがん検診、2つ目に、たばこ対策、3つ目に、肝炎対策、4点目に、学校におけるがん教育の4点が示されています。

2つ目の柱は、がんの治療、研究とされており、その内容につきましては、ゲノムの研究、2つ目に、標準的治療の開発、普及、3つ目に、がん医療に関する情報提供、4点目に、小児、思春期、若年世代のがん、希少がん、5つ目に、がん研究の5点とされています。

3つ目の柱は、がんとの共生であります。この内容につきましては、1つが就労の支援、2つ目に、支持療法の開発、普及、3つ目に、緩和ケアから成っているものであります。

このプランにつきましては、このようにがん対策推進基本計画のうち、具体的な施策を明示されたものであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございます。

最初の総括質問に対して、鹿島市での受診率について答弁をいただきました。市としてもさまざまな対策がなされており、受診率の向上につながってきているとは思いますが、まだまだ全国平均と比べてみると受診率が低い状況であると言わざるを得ないかなと思っております。新聞の発表によりますと、以前、約10年前の受診率、男性の胃がんが27.6%だったのが現在では45.8%へ、男性の肺がんが10年前は16.7%だったのが現在では47.5%へ、また、女性の肺がんが13.5%の受診率が現在では37.4%へ、女性の乳がんの受診率19.8%が現在は34.2%へ、大幅に受診率が向上をしております。検診の対象者が確実に受診をしていただいているか、検診無料クーポンの未使用者がいないかなど、市として十分に掌握をしていただきたいと思います。

検診対象年齢の人に対し、受診の意向や日程の希望、職域健診での受診の有無などについてアンケートを実施、その結果をもとに受診日を設定したり、対象者の特性に応じたメッセージを郵送や電話で伝えるなどして受診を促していくようなことが大切だと思います。

鹿島市としても、今後、このようながん検診受診率向上対策として、今申し上げましたことを行っていく予定ですか、答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

がん検診の受診率につきましては、先ほど申し上げましたががん対策加速化プランの中でも課題と捉えられており、議員御質問のように、鹿島市でもその向上対策については課題と考えているところであります。

鹿島市の受診率向上の策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、年度初めには全ての家庭に意向調査をお配りし、受診の意向をお尋ねしております。検診の種類ごとにお尋ねをしているところであります。また、回収をし、受診をされない場合には、その理由を記入いただき、病院や職場で受診をされているかどうかを記入していただくようにしているところであります。また、無料クーポン等による検診がある場合には個人通知を行い、未受診者には再通知により受診を勧めているところであります。

また、検診の日時の設定についても、受診機会を確保するために、平日だけではなく、日曜日や夜間の検診などを実施し、ぜひ受けていただきたいという体制で実施をしている状況であります。

今後とも地区医師会との連携を図りながら、検診の重要性の周知をしながら、受診しやすい体制づくりとがんに対する健康教育などの充実を図り、勧奨通知の方法など、再度検討を重ねていき、受診率の向上を図っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございます。

受診率の向上を目指し、がんの早期発見、早期治療に努め、重症化を防いでいくということをぜひともお願いしたいと思います。

私は今後の地方創生を進めていく上でも、今回のがん対策加速化プランのような国が打ち出した政策をいかにスピードをもって対応していくかが鍵になると思います。もう少し様子を見ないとわからない、また、県の対応や動きを見てから対処しようとかいうことだと、その間にどんどんおくれをとってしまう、そのような気もしております。様子を見ることも時には必要だと思いますが、ある意味で地方創生は他の自治体との競争であります。病気やがん対策を例に挙げれば、そうこうしている間に病気を患っていく人、発見がおくれる人もおられると思います。佐賀県のがん死亡率がワーストであることをいち早く返上するためにも、早期発見で死亡者減へ、本人の健康管理ももちろん重要ですが、自治体がスピードをもってサポートしていくことが非常に大切だと思います。

続きまして、この加速化プランに関連して、がん教育についてお尋ねをします。

がん対策加速化プランでは、教育についても非常に重点が置かれております。去る2月6日に小学生からのがん教育について考える公開シンポジウムが佐賀市のアバンセで開かれま

した。第一線のがん研究者や医師、教育関係者、患者団体の代表者が県内外から参加し、がん予防の重要性や小児がんと闘う友達への理解を育む教育のあり方を探るというものです。佐賀県医療センター好生館の理事長は、国はがん教育は中高生からという姿勢だが、命の大切さ、予防の大切さを伝えるのは小学生でやるべきと指摘をされております。

そこで、がん教育のあり方について教育長のお考えをお伺いします。

また、がん教育について実際の教育現場ではどのように行われているのか、あるいは行われていないのか、その現状についてもお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

がん教育につきましては、まず、義務教育段階からしっかりと指導していかなければいけないというふうに思っております。実際に学習指導要領においても、がん教育についてきちんと位置づけられており、まず、小学校においては、体育の保健分野の中で記載がなされております。病気の予防について理解できるようにするため、生活習慣病など生活行動が主な原因となって起こる病気の予防のために、栄養の偏りのない食事をとること、それから、口腔、口の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身につける必要があることが示されております。また、喫煙、飲酒、薬物濫用などの行為は健康を損なう原因であるということがきちんと示されております。また、中学校におきましては、保健体育の分野の中で、健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにするため、生活習慣の乱れは生活習慣病などの原因となることや喫煙、飲酒、薬物濫用などの行為は心身にさまざまな影響を与えて、健康を損なう原因となることなどが示されております。

以上のように、生活習慣病や飲酒、喫煙の害について教える中で、がんという内容を取り扱うというのが学習指導要領におけるがん教育の現状となっております。

次に、鹿島市におけるがん教育の取り扱いでございますが、日本人の死亡原因の1位と言われているがんについて、まずは正しい知識を身につけること、そして、命の大切さを学ぶことが大変重要であるというふうに認識をしております。教育委員会といたしましても、学校における健康教育の中で、子供たちの健やかな体や豊かな心を育むために、先ほど申し上げました学習指導要領の内容に基づく授業や防煙教育と称して、たばこの害や悪影響について子供たちが学習する取り組みを学校のほうで実際行っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

今、教育長がおっしゃられましたように、現在、小学生でもがんの教育がなされているということでした。がんとともに生きる人への理解を深め、命の大切さを学ぶということは、やはり小学生からやるべきだとの声が多いのも事実であります。県医療センター好生館の小児科部長は、小児がんについて20歳に達するまで500人に1人がかかっている身近な存在と説明され、がん教育によって、病気のある子は元気な子に命の大切さを伝え、元気な子は病気の子を助ける、そんな互いに支え合う関係が生まれればいいと力を込めておっしゃられていました。私も小学生からのがん教育の必要性を強く感じておりますし、児童や生徒が命の大切さを学ぶことによって、いじめも防ぐことができると思います。

現状、がん教育はなされておるようですが、昨年はこのがん対策加速化プランを受けて、やはり今後、もっと小学校からがん教育が見直されるべきではないかなと思います。ある意味、もうちょっと掘り下げて教育をしていく必要があるのではないかなと思いますが、再度教育長にお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、小学校のときからがん教育については力を入れていかななくてはならないというふうに私自身も思っております。

先ほど答弁いたしました防煙教育についてもそうですけれども、がんにはいろいろな種類があること、そして、それにならない、いわゆる未然防止のための準備を小学校のときからしていかななくてはならないというふうに思っております。食事につきましても、偏りのない食事をとりましょうと、好き嫌いをしないようにしましょうということも重要かと思っておりますし、校長会等を通じて、あるいは学校に赴いたときに先生方に対しましても、そういったことについては積極的に訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

佐賀県内では、がん教育の実施校として、現在、武雄市の川登中学校と嬉野高校があります。2014年度に文科省のモデル事業として、がん教育に取り組んだ川登中学校が保健体育や道徳、学級活動での実践報告をされておりました。最初は怖いと思っていたが、そんなに怖くなかった、がんは人にうつらないことがわかったなどの生徒の声を紹介し、私たちは知っていて当たり前だと思っていることが今の中学生は意外と知らない生徒もいるのだということで、がん教育の有用性を強調しつつも、教師側の知識の向上を課題に上げておられました。

がん教育については、現場で実施することも難しいとも思います。また、教師だけでなく、専門的な医師などの専門医、教育関係者など、そのような方々と連携をしながら、より一層深めた形で鹿島市としてこのがん教育に取り組んでいただければと思います。

先日の予算審査特別委員会で、市長は次のように発言をされました。今後は点を線に、それから面にどうやってつなげていくかが大事であると。例えば、点は市役所内でいいますと、保険健康課であり、教育委員会や福祉事務所など、それぞれの部署に当たると思います。人でいえば、教師であり、医師などの専門家、教育関係者など、また、学校では小学校や中学校や高等学校があります。これらのそれぞれの部署や人たちが協力をし合いながら線となり、やがて面となっていくのではないかと思います。

がん教育について樋口市長の考えをお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、答弁をいたしたいと思います。

たしか先ほどお話しがあった点を線に、それから面にとというのは、必ずしもこのがんの話じゃなかったんじゃないかと思えますですね。産業振興とか観光対策を含めてお話ししたんじゃないかと思えますが、それにしましても、例えば、がん教育というふうに絞ってみても、同じようなことが実は言えるんじゃないかと、そういう御指摘だと思います。

全くおっしゃるとおりだと思うんですね。そのときに、例えば、がんという病気という側面を捉えれば、病気といえ、お医者さんだとか、薬局だとか、製薬会社とか、すぐそっちのほうに話が行ってしまうということもあると思います。しかし、それを含めて、病気を予防する、がんにかからないという考え方からしますと、健康な体をどうやって小さいときからつくっていくか、あるいは生活習慣をどうやってつくっていくか、そういう面がかかわっている立場の人がたくさんいると思うんですね。さっき挙げられた、例えば、食育の問題とか、それから、学校教育の現場の人たち、いろんな方がかかわっていられると思います。

そういう面で、がんそのものの教育にどういうふうに向き合っていくかということからしますと、例えば、積極的な分野で言いますと、教育大綱というのを間もなく最終的に作り上げるわけなんですけど、この中で、命の大切さという側面からのアプローチがあると思います。それから、俗に言われる早寝早起き朝御飯みたいな話ですけど、そういう子供たちが学校の中、あるいは日々の生活の中でどういう対応をしていくか、これは家庭を含めてだと思います。次に、今度は医療ということになりますけれども、医療ということになって、医療費になりますと、私たちのまちでは国民健康保険というのを勧奨いたしておりますので、これが非常にきつい運営を強られるし、これからさらに厳しい運営ということになる可能

性もあるわけですが、そうならないように、そして、そこがうまく運営できれば政策経費を圧迫しないということになりますから、事前に予防できるような、健康寿命を目指した対応、そういうことになってくるのではないかと考えております。

そういうことを含めると、いろんな立場でかかわっていただく方がそれぞれの立場で同じような情報を持って、同じような認識をして、よく私が申し上げる総力戦、みんなで担ぐ、それで対応していくと。そうすることで、一つだけというか、一面だけ申し上げますと、本日も担当の課長が申し上げておりましたけれども、鹿島市は民生費が非常に増嵩いたしてきております。この予算の中でこれ以上担ぐのはなかなかつらいなという状況に達しようかとしているときに、こういう側面を防ぐために、がん教育から入っていくというのは非常に大切なことじゃないかと私は考えております。

したがって、いろんな切り口で、いろんな立場の方がよくよく状況を認識していただいて、みんなで、いわば撲滅といいますかね、立ち向かっていく、これは非常に大切なことじゃないか、そういうふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

市長、詳しい答弁ありがとうございます。

この小学校からのがん教育は、バランスのよい食事をとることが生活習慣病の予防に不可欠であること、また、たばこががんの関係や、体育での生活習慣病予防の学習で、がんがどのような病気であるかということを理解させたりということで行われているかと思えます。そのような答弁だったのではないかなと思います。このことをまた中学校の学習にしっかりとつなげていければというふうに考えております。

次に、加速化プランについて、今度は患者の痛みを和らげる緩和ケアや療養生活の質の維持向上ではどのような対策や提言をされているのか、お聞きいたします。

また、就労支援の面ではどのような対策が盛り込まれているのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

緩和ケアや療養生活については、先ほどの加速化プランの中では、がんとの共生という課題で上げられているものです。就労支援や緩和ケアを含む包括的な支援により、がんとともに生きることを可能にする社会を構築することとされています。就労支援では、がんにより退職や解雇をされる方が全体の34%とされており、仕事が継続できないことが課題とされています。その対策は仕事と治療の両立や就職の支援、就労継続の支援などが上げられ、相談

体制の整備や事業主向けのセミナー、仕事を持っている患者が本人の理解不足や企業の支援体制不足により直ちに辞職や解雇されることがないように企業向けのガイドラインを策定するなどが挙げられています。

緩和ケアについては、がん診療連携拠点病院に緩和ケアチームを設置し、身体的苦痛の軽減、精神、心理的苦痛の緩和に対するケアが必要とされています。課題として、情報体制の不足や緩和ケアを担うスタッフ不足が挙げられています。

緩和ケアに関する対策については、医療分野が占める割合が多く、医療従事者の研修や関係機関との連携などが挙げられています。鹿島市といたしましては、相談窓口や情報提供などが役割と考えており、今後、地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、在宅医療や訪問看護の果たす役割も大きくなり、専門機関との連携を図っていかねばならないと考えているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございます。

今後はこういった包括的なケアシステムが非常に大切になってくるのではないかなと思います。例えば、就労支援の面で先ほど御質問しましたが、ハローワークとかにそういった専門の相談員なんかを配置するという予定とかはどうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほどのがん対策加速化プランの中で、就労支援の課題ということで申し上げましたが、これにつきましては、先ほど申し上げました拠点病院というのが県内にもございます。そこでの相談の実施や治療の相談、また、ハローワークに――済みません、これらはプランの中での記載になりますが、ハローワークに就職支援ナビゲーターというものを配置され、拠点病院と連携した就職支援のモデル事業などが進められてきたというふうに記載をされております。そういったものを今後も継続して進めていき、事業主向けのセミナーや就職支援ナビゲーターの交流会の実施なども進めていくという計画になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございました。

なぜこの加速化プランなのかということを考えてみますと、加速という意味は、力を加えて速度を速めていくということだと思います。先ほども述べましたように、スピードが大事であると思っております。3人に1人ががんで亡くなっている、この世の中です。まさにスピードをもって対策を行う加速化プランが今後ますます重要になってこようかなと思っております。そして、この加速化プランでは、いろんな部署との協力やさまざまな体制の整備が必要であると思っております。

我が鹿島市におきましても、市民の皆さんが健康で長生きできるまちづくり、住んでいてよかったと心の底から思えるようなまちを目指して、この質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後3時20分から再開します。

午後3時9分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

5番議員の松田義太でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。今回もぜひ率直かつ明快な答弁をお願いいたします。

今回、私は第1に、鹿島市農業の現状と展望について、第2に、鹿島市内公共施設の運営と維持管理についてという表題を掲げ、目下、鹿島市が直面している課題と私が認識しております以下の内容について質問をいたします。

今般、TPP問題を契機として、改めて農業について議論されることが多くなりました。政府は昨年、成長戦略の中に攻めの農林水産業を位置づけ、日本の農林水産物輸出額1兆円、10年で農業所得倍増、耕作放棄地解消、新規就農者の増加など、さまざまな目標を打ち出しました。これまでも農業分野においては、食料の安全保障と農村と都市との所得格差、農地の多面的機能という観点から、さまざまな農業振興の政策がとられてきました。しかしながら、これまでもさまざまな振興策に多額の予算を投じて、農産物価格の低迷、産地間競争の激化、それなどを背景にして、担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大等、今日の農業を取り巻く環境はなかなか改善の糸口を見出せず、ますます厳しさを増していると言わざるを得ません。それに加える形で、今回のTPPの大筋合意での農業へ及ぼす影響が懸念されています。また、このTPP問題と同様に、米については平成30年産をめどに生産調

整、減反政策の見直し及び平成30年産からの米の直接支払廃止が決定されています。

これらの国の動向を見据え、鹿島市農業の現状と展望について、まず4点質問いたします。

1点目に、T P P問題に対する鹿島市の組織体制は現在どのようになっているのか、また、新年度に向け、議論と対策を本格化していかななくてはならないと思いますが、平成28年度の組織体制で何か考えておられることがあるのかをお伺いしたいと思います。

2点目に、T P Pの大筋合意における鹿島市の第1次産業、農林水産業にどのような影響が予測されるのか。現時点では具体的な数字は無理と思いますが、影響に対する総体的な考えと対策についてお伺いをいたします。

3点目に、平成30年に行われる米政策、生産調整見直しにおける鹿島市への影響と課題はどのように考えておられるのか。

4点目に、深刻化する耕作放棄地対策として市はどのような取り組みが行われているのか、まず、以上4点であります。

次に、質問項目2の鹿島市内公共施設の運営と維持管理についての質問は、指定管理している事案が多い生涯学習課と今後注目される市民会館建設に携わる総務課に絞り質問をいたします。

当市において、平成18年度より指定管理者制度が本格的に導入をされ、現在、市内17施設において活用されています。

そこでまず、2点質問いたします。

1点目は、平成18年度から指定管理者制度が導入され、約10年が経過をいたしますが、担当課において指定管理者制度による運営の現状をどう捉えておられるのか、全般的で結構ですので、お知らせいただきたいと思います。

2点目に、老朽化する施設の現状と今後の維持管理、また、市民体育館、鹿島市陸上施設等、体育施設の充実については関連をしますので、まず、施設の現状と今の維持管理についてお知らせください。

最後の質問の生涯学習につながる学校教育のあり方については一問一答でお伺いをいたします。

以上で1回目の総括的な質問といたします。関する質問については一問一答でお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御質問の1点だけ私のほうからお答えをしたほうがいいと思いますので、そのほかは課長、あるいは部長からお答えいたします。

おっしゃるとおり、T P Pをめぐっては大筋合意、そのほか、いろんな細かいことがござ

いますけれども、それはそれで実務的な交渉なり詰め方が始まっておると思います。今の見込みでは、おおむねことしの秋に全体像が明らかになると同時に、それぞれに対する対応ははっきりしてくるものというふうに見込まれております。

その中で、私たちのまちは一体どういうふうにするんだろうかというお話が御関心の向きだと思いますけれども、まず、このことがおおむね世の中に報じられてから、鹿島市では大変関心のある、あるいは持つべき事態だということで、たしか平成23年の秋から部内に総務部長を筆頭に庁内で対応する体制をとろうということにしておりまして、その関係各課の職員を集めて、そういうプロジェクトチームを発足させました。事務局長、取りまとめは担当の参事をヘッドにやるということで、これまでも対応してまいりましたが、いよいよある意味で本格化ということになりまして、今度、これをいわば専任で、専門で担当する課長職を4月から置くということで、現在、部内で検討を進めておりまして、まさに人事は適材適所ですから、それをちゃんとやってくれるだろう人をそこに任命しまして、これからかなりスピード感のある、そして、いろんなところからの情報を整理しながら対応していかないといけないということに、我々の組織が、しかも、外部の人たちとよく連携とりながら一丸となって進むために少し組織を変更するというので、今、最終的な詰めを行っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

山崎農林水産課参事。

○農林水産課参事（山崎公和君）

私のほうからは鹿島市の農業についての質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目のTPP合意における市内農林水産物への影響について、また、その対策ということでの御質問でございますが、昨年10月にTPP交渉の大筋合意の結果として、日本の輸入の関税に関して、農林水産物の全2,328品目のうち、最終的に関税が撤廃されるものが1,885品目ということで、率にして81%が該当するということになっております。これを受けまして、国は影響が懸念される農林水産分野に対して、11月に策定された総合的なTPP関連政策大綱の中で大きく2つの対策を打ち出しております。1つが攻めの農林水産業への転換ということで、経営感覚にすぐれた担い手の育成、農地や農作業の集積や効率化、国際競争力の強化、新たな市場開拓とか第6次産業、地産地消の推進など、こういった体質強化策を打ち出していくということが1つであります。もう1つが重要5品目と言われます米、麦、牛肉等の経営安定対策、安定供給のための対策ということで、守りのほうの対策ということで打ち出しをされております。

こういった点を踏まえて、12月に国のほうで農林水産物への影響を試算を行って公表されております。この試算の前提としましては、対象とする品目については、今、現行の関税率が10%以上のもので、かつ国内での生産額が10億円以上ある品目ということで、農林水産物

全部で33品目を該当としております。内訳としましては、農産物が19品目、水産物が13品目、林産物が1品目となっております。

それから、試算の条件としましては、T P Pの大筋合意の内容と、先ほど説明しました総合的なT P P関連政策大綱に基づく農林水産分野の2つの政策の効果というものを考慮して算定をしたということで、その結果として、関税が削減される中での影響で、幾らかの品目で価格低下による生産額の減少が見込まれると。ただ、体質強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策が行われることで、全ての品目において引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込むというふうなことで、要約しますと、一部の品目では価格の影響が出てくるが、全ての品目について生産量に影響はないというふうなことで、これによる試算の結果として、農林水産物全体の生産の減少額が、幅がありますが、1,300億円から2,100億円ということで出されております。これは33品目のうち21品目が生産額の影響があるということで、この内訳としましては、農産物が約878億円から約1,516億円の影響で、農産物19品目のうち12品目が影響があるということで試算をされております。品目で見ますと、重要5品目関係で、まず、小麦が影響額として約62億円、大麦が約4億円、それから、牛肉については約311億円から625億円、それから、米については影響額なしということで出されております。この理由としては、現行の国家貿易の制度などを維持することから、国家貿易以外の輸入の増大は見込みがたい。また、国別枠の輸入の増加分と同じ量の備蓄米を買い入れる措置により生産量や農家所得に影響は見込みがたいというふうな理由で、米の影響額は出ないということで出されております。それから、かんきつ類についてですが、約21億円から42億円の影響ということで出されております。

国の試算については以上ですが、佐賀県においても1月に県内の農林水産物の生産減少額を試算されて公表されております。全体で対象の品目は15品目ありますが、これは農林水産物合わせてですね。そのうちの影響が出る品目が13品目、影響額としては860,000千円から1,380,000千円、農産物は全9品目のうち8品目が影響が出ると試算されております。金額が約820,000千円から13億円です。この試算については、国で試算された前提と同じ条件で試算をされているということです。品目ごとに見ますと、小麦で250,000千円、大麦が74,000千円、牛肉が210,000千円から420,000千円、かんきつ類が1億円から2億円、米については先ほどと同じ理由で影響なしです。それから、水産物ですが、ノリについても一応試算ということで対象になっておりますが、影響額ゼロということです。これは理由としましては、T P Pの参加国からの輸入実績がないということです。

鹿島市のほうで同じような形で試算がどうかということでございますが、試算するに当たって、それぞれの品目の生産量、生産額、それから、作物の品種ごとの種類とか出荷時期とか、それから、加工については仕向け先等々の割合等を区分して整理する必要がありますが、現状で鹿島市の品目ごとの生産量とか生産額の統計数値がないために、客観的な数値試

算が困難な状態でございます。

こういったところを踏まえての鹿島市としての対策ということでございますが、今現在、言いましたように、国のほうはことしの秋に具体的な対策というのを打ち出す、発表するような形で準備をしているということです。それに先立ちまして、2015年の補正予算でも先行でいろいろ対策というのを出されております。鹿島市のほうでもそういった形で対策として活用できるものはやっていくということでありますが、今後もそういった国の対策等を見ながら、しっかりと情報共有しながら、そういったものを乗りおくれられないような形で行っていくということで考えております。

続きまして、2つ目の米の生産調整の見直しをめぐる課題ということで質問でございます。

平成30年に国の生産調整の制度を見直しされるということで、鹿島市にとってどのような影響があるかということでございます。

今現在の生産調整の仕組みというのは、国から県、県から市町村ということで、行政ルートで米の生産数量の目標を配分されており、それを各生産者のほうに配分するような形でされております。今の米の需要の状況ですが、全国的なところでいきますと、米の1人当たりの1年間の消費量の推移を見ますと、昭和37年が一番ピークということで、1人が1年当たり118キロの米の消費をしていたと。平成26年には55キロまで減少をしております。これを全体量で見ますと、1年間で約8万トンのペースで減少しているということです。総量で見ますと、平成16年が日本全国で865万トン、平成26年で789万トンと、10年間で78万トンの減少、約90%という比率です。

この需要の減少に応じて生産調整の比率というのも変化しておりまして、鹿島市の生産調整の率というのを見ますと、平成16年は31.4%でした。これが平成27年には37.1%というふうな数値になっております。これが平成30年から行政ルートの生産数量の目標の配分ではなく、生産者の主体的な判断で生産、販売する方向で見直しをされるというふうなことになります。具体的には、国のほうが産地別、品種別の米の需要の実績とか販売状況、それから、在庫の情報というのを逐次出すようにしています。今現在も農林水産省のホームページのほうで載っていますが、毎月、米に関するマンスリーレポートというふうなことで細かい情報が出ております。こういったところを活用して、各生産者、各地区で戦略に基づいて米の生産なり、ほかの作物をつくっていくというふうな仕組みになるということです。

それから、当然、生産調整で米をつくらない分については、主食用米をつくらない分が出てきますが、こういったところは新しい作付の分ということで、飼料用米とか新規の需要米への転換というのを誘導していくというようなことになっております。こういったところの情報を国から県のほうとかの組織に情報として流されたところで、各都道府県、それから、市町村の地域段階の中で米を含む水田活用の作付ビジョンというのを作成しまして、地域の特性に合わせた作付を行っていく方針を立てていくと。これに基づいて各産地の作付計画と

いうのを誘導していくというふうな形になってくると思います。

これにあわせて、国の対策の変化ということで、先ほど議員が申されました米の直接支払交付金というのが平成30年産からなくなるということです。今現在、水田のフル活用ということで、麦、大豆、飼料用米などへの助成制度というのがありますが、これにつきましては、形がどうなるかわかりませんが、同じような性格のもので継続される見込みであるということと伺っております。

そしたら、実際、鹿島のほうでどういうふうなことが見込まれるかということですが、当然、産地ごとの戦略により各産地ごとの産地間競争というものも起こってくると思います。そういった中で、佐賀県というところで捉えていけば、「さがびより」という品種が今ありますが、これにつきましては、食味ランキングというのがありまして、御存じだと思えますが、平成22年産から27年産まで特Aという一番最高の評価を6年連続で得ております。この中身を言いますと、全国の各都道府県の推奨品種なりを、全部で139点だったと思えますが、それぞれ評価して、その中で、今回6年連続で「さがびより」が特Aになったわけですが、6年連続以上というのが全部で8点だったと思えます。そういったことで、かなりの評価が出ていると思えます。こういったところと売れる販売戦略とあわせて、白い米の販売を行っていく。それから、ヒヨクモチについても、佐賀のほうが北海道に次いで2番目の産地ということで、シェアのほうも21%ほどあるということです。ここも契約等でかなり引き合いというか、そういった確実性なものがありますので、こういったところもしっかりと米づくりとしては取り組んでいくということで考えているということです。それとあと、転作の部分については、大豆もまた評価を得ておりますが、鹿島についても、契約栽培ということで確実なところでの販売が今あっております。ここも継続して行っていくという方針で打ち出してあります。

こういったところをしながら、あと、当然それ以外の品種についても、どうやっていくのかというのをしっかりと地域の中で話し合いを進めて、対応をしていくということになると思えます。

それから、3つ目の耕作放棄地問題への取り組みということで御説明をいたしたいと思えます。

今現在、鹿島市の耕作放棄地の状況でございますが、中山間地域を中心に、かなりの面積が耕作放棄地として広がっている状況が見受けられます。地目としましては樹園地が約8割を占めておりまして、その特徴としては、急傾斜地、それから、耕作道路が不便、周辺も荒廃している、日当たりが悪い、イノシシ被害があるなどの耕作に不利な場所などがほとんど多くなっているという状況です。データを見ますと、農林業センサスの数値でいきますと、2005年の耕作放棄地面積が鹿島市全体で177ヘクタール、2015年、昨年の数値ですが、394ヘクタールということで増加をしております。

こういった耕作放棄地の対策ということで、どのような取り組みをしていくかということですが、まず、基本的な考えとしまして、これから農地のゾーニング、守る必要がある、守るべき優良な農地と、それから、特に耕作に不適地の農地のゾーニングをまず行う必要があると考えております。それから、守るべき農地については、担い手農家への利用集積等も含め、事業等の活用も含めて支援をしていくということで考えております。優良な農地の一角に存在している荒廃農地などもありますが、こういったものについては、耕作する人、また、農作物等の条件が合えば再生への取り組みというのも支援をしていきたいということで考えております。それから、耕作放棄地の拡大防止のために、いろいろな環境整備の面とか、それから、有害鳥獣関係の対策というのも取り組みをしていきたいということで考えております。

あと、中山間地域では特に、集落の農業者の減少とか高齢化、それから、耕作放棄地の増加等を含めて、集落の維持、農道や水利施設等の維持管理等も支障を来しているというふうな状況、そういったことで負担が大きくなっているというふうな状況があると思います。こういった地域農業の維持とか集落機能の維持というところで、今現在、施策として行っております多面的機能支払交付金とか中山間地域直接支払交付金の制度を有効に活用していきたいということで考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

私のほうからは指定管理者制度による運営の現状と体育施設の現状ということでお答えをいたします。

指定管理者制度による運営の現状でございますが、議員申されますように、今現在、市内で17施設が指定管理をしております。その中で、私ども生涯学習課が担当しております施設が10施設ございます。この指定管理者制度の導入が検討されましたのが平成17年でございます。この中で、財政基盤強化計画を策定する中で検討されたのが人件費を含む運営費の削減計画でございました。

この運営状況でございますけど、この削減も一つの成果ということで捉えているところですが、それよりも、指定管理を導入する前、これは直営の場合でございますけど、人事異動とか、そういうことで専門的な職員の配置がなかなか難しいということがございました。しかし、指定管理者制度を導入されたことによりまして、各施設でございますけど、専門的な職員が配置されまして、市民と一体となった事業運営とか、きめ細かい企画とか市民へのプログラムの提供ですね、それと、市民のニーズに応える管理運営に今現在取り組んでおられますので、利用者の満足度が向上している、現状はそういうふうな捉え方をしてお

ります。

体育施設でございますが、実際、老朽化をしておりますので、これが生涯学習センターエイブル、地区公民館、体育施設、市民体育館がございますけど、築、相当年数たっております。一番古いのが市民体育館の昭和47年築でございますので、築44年、公民館におきましては北鹿島公民館も同じく44年たっております。生涯学習センターが平成12年でございますので、15年ぐらいになります。このように古い施設でございますので、施設の維持管理でございますけど、これについても年間の予算がございまして、限られた予算の中で緊急性、それと安全性を第一に、利用していただく市民の皆さんに満足していただきますように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

総務課のほうからは指定管理者制度を導入した鹿島市民会館の運営の現状についてお答えします。

現在、一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団のほうに委託をしているところでございます。運営については、過去5年間でいえば利用件数が年間1,000件から1,300件、収入、利用料金ですが、年間で3,500千円から4,000千円前後を推移しており、ほぼ安定的な運営をしているものと思っております。従事している職員の方も施設に精通をしており、十分なきめ細やかな対応をいただいております。

ただし、市民会館が昭和41年に建設されています。50年を経過しており、老朽化が進み、空調とか音響の悪さが目立ってきているような現状でございます。今後、新たな市民会館の建設も検討している中で、突発的な修繕等が発生すれば、できるだけ経費をかけず、応急的な修繕で対応をしておりますので、今後、大規模な修繕が必要となった場合、また、使用ができない場合が発生したときの対応が今後の課題ということになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

これからは一問一答でよろしく願いいたします。

まず、1点目ですけれども、最初に市長のほうから答弁をいただきましたけれども、新たに専任の担当で今後のT P P問題に対する対応をしていきたいということでお話があったと思います。その中でも、いろいろなところとの連携ということでお話をされましたけれども、やはり市長がおっしゃったように、鹿島市単独での対策では限界があると思いますので、佐

賀県であったり、また、JAさんであったり、そういうところとの連携を密接にしながら、まずはTPPに関しては農業分野についてできるだけ頑張っていくということが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎農林水産課参事。

○農林水産課参事（山崎公和君）

お答えをいたしたいと思います。

TPP対策ということで、特に農業関係でのいろいろな関係団体とか、そういったところとの連携というお尋ねだと思います。

今現在、まず情報という面では、逐次それぞれ国の情報というのを私たちも入れるようにしております。農水省のほうからは2月10日に、TPPに関して大筋合意の内容とか、特に農林水産関係における影響についての話とか、今後の対策についての説明ということで、作物ごとでの説明を全国のキャラバンということでされまして、2月10日、佐賀県のほうでもありました。そこには当然、関係機関、行政、農業団体、生産者も含めて、多くの方が参加をされておりました。そういった中でも情報というのをそれぞれの段階で情報収集しているというふうな状況があると思います。

あと、鹿島のほうにおいては農業再生協議会という組織がありますけれども、これは水田農業を初め、鹿島の農業についてのいろいろな施策とか方針についてよく協議をする場がございます。農協、関係機関、生産者、行政のほうも入って、そういったことで行っております。1月にその会議の中で、アドバイザーということで九州農政局の佐賀支局のほうからも入っていただいておりますが、そこからTPPに関する国の情報というのをおつなぎしていただきながら協議もしております。そういった中での共有というのを行っています。

それから、農業全般ということじゃなくて、作物ごとでの、例えば、ミカンについていけば、特に果樹産地協議会というような組織がございます。JAさがみどり管内の関係市町、農協等、生産者を含めて組織をしておりますが、この中で、当然そういったTPPに関する情報、それから、今後の対応というところを協議を進めているところでございます。

漁業につきましては、有明海エリアでの関係市町とか漁協で、漁業とか漁村の活性化に関する委員会というのが今回立ち上がりをしておりまして、その中で同じように今後の対応というところを議論しているところでございます。

あと、畜産につきましては、畜種ごと、牛肉というか、肥育は肥育の中で対策についてどういったことが考えられるだろうかというふうなところを含めて、そういった協議会というものもありますので、そういった中でも議論が行われている状況です。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

まさに連携というのが大切になるときだと思いますので、市の担当者の方も大変だと思いますが、やはり県、また、JA、各団体との連携を十分にされて、できるだけ鹿島にとって、鹿島の今後の発展に結びつくように頑張ってもらいたいと思います。

このTPPに関しましては、先ほど答弁の中で国の試算、また、県の試算等を紹介してもらいましたが、各新聞等、また、報道等によれば、独自で試算を出されている部分がかかり出てきています。その試算を見ると、どうしても国の試算と比べた場合に影響額が大きいという額が出てきておりますけれども、この辺はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎農林水産課参事。

○農林水産課参事（山崎公和君）

TPPの影響についての試算等についてのお尋ねでございます。

先ほど鹿島市独自の公的な試算は難しいというか、正式なデータがないということでお答えをしたところでございます。あくまでも参考ということで、我々のほうもどうなのかなというところがありまして、数値として使えるというのはあれなんですけれども、農協の生産額というのがある程度の数字が出ております。それを使ったところで、ここはあくまでも農協の取り扱いの分ですので、市全体のものを全て網羅しているわけでもございませんし、個人取引の分とか、物によっては取り扱いがないもの、含まれていないものがありますので、そういったところを御理解いただきまして、あくまでも参考というところのおおむねの数字ということで我々のほうの試算をしている部分で御紹介というか、お話をしたいと思います。

この計算については、国のほうから計算する表計算のシートで出されておまして、その中に生産額、生産量、それから、品種ごととか出荷時期とか仕向け先等々の割合等を入れるような形で自動で計算されるシートになっております。鹿島の場合、農協の生産額、それから、関係農業団体の生産額等を使ったところで計算をした分がありますので、お話をしたいと思います。

まず、米につきましては、これは先ほど申し上げましたように、結果的に影響が出ておりませんので、ゼロですね。小麦につきましては、平成26年度の取り扱い量ということで統一して試算をしております。小麦が生産額が620,000千円ありますが、影響額として8,000千円です。それから、大麦が190,000千円を生産額に対して、影響額が1,000千円です。それから、牛肉につきましては、取り扱いの農協が2つありますが、総額で生産額というのが838,000千円です。この影響額ということで、ここは幅があります。35,000千円から70,000千円。そ

れから、かんきつ類ということで、これにつきましてはJ Aさんの数値で、全ての量を把握しているものではございません。生産額が819,000千円、これに対して、ここがちょっといろいろ仕向け先とか加工向けで想定される分について幅が出ておりますので、必ずしもここは参考数値ということで幅の中で御理解いただきたいと思いますが、19,000千円から38,000千円です。

以上の品目については、一応参考ということで数値の試算、おおむねの数字ということで御理解いただきたいと思いますが、総額で影響額としては60,000千円から170,000千円程度というところで試算をしております。

先ほど議員が申されたように、都道府県レベルにおいては、やはりいろいろな試算の方法ですね、影響のぐあいというのをそれぞれ判断されながらされているところがございます。佐賀県のほうはそういった試算をされておきませんが、あくまでも数字というのは想定の数値、影響額として試算される額というのは想定の数値でありまして、この数字の金額いかになくて、しっかりと影響が出るというところについての対策を行っていくことが大事であるということで捉えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

影響額等については、最初の答弁でもありましたけれども、秋ぐらいに全体像がわかってくるということですので、そのときにまた改めてお聞きをしたいと思います。1点、ちょっと気になる記事があったので、この試算についてなんですけれども、3月7日の朝日新聞に掲載をされておりました「TPP国試算、地方から異議」ということで、ここでちょっと私が気になった記事がありまして、ミカンについて書かれています。ミカンについて、国は、オレンジより皮がむきやすく、味わいも違うため、価格が下がるのはシーズン当初の酸っぱいものに限定されていると見ていると、これが国のこの試算を出したときの考えです。これに対して、長崎県は、シーズン当初に限らず、糖度が一定基準に満たない品まで価格が下がると仮定。ポンカンなどを含むかんきつ全体の県の生産額の試算を出されております。最後の部分にもう1点書かれていますけれども、ある県の担当者は、試算は本来、対策の効果を前提としないほうが正攻法、対策の前提を置かない試算方法を示してほしいと。これに対して、農林水産省の担当者は、対策の実施を前提にしないと、むしろ現実から離れてしまうと反論されているということですので、正直、こういう情報が錯綜してしまって、結局、生産者を含めて、多くの皆さん方が不安に駆られているということであると思います。

そういう中で、今、山崎参事のほうから答弁ありましたけれども、数字の金額いかにではなく、きちっとした対応をしていきたいという答弁がありましたので、ぜひそういう対応で

1次産業に従事をされている皆さん方の不安を少しでも取り払うようなこれからの取り組みをお願いしたいと思います。

時間がないので、もう1点だけ農業分野のほうでお伺いしたいと思います。生産調整の見直しということで、平成30年度からということでもありますけれども、これについて2つほど危惧というか、そういうものをお伺いしたいと思います。

1つは、これまでの国から県、県から市へという形で答弁があったと思いますが、自主的に取り組む体制で本当に需要に応じた生産ができるのかというのが課題になってくると思います。現状、これは平成19年のときだったという話ですけれども、生産者、生産者団体中心の生産調整を目標として取り組んだ最初の年、米の過剰作付が生じ、米価の下落を招いたということで記事が掲載をされておりますが、こういうことも考えられるということであれば、市としてどのような対策等を考えておかれるのか。これは30年まで時間がありますので、今どのような考えでおられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山崎農林水産課参事。

○農林水産課参事（山崎公和君）

お答えをいたします。

30年に向けての米政策の見直しに対しての市の考えということだと思います。

先ほどもちょっと説明をした分がありましたけれども、今、現状ですね、鹿島市、それから、佐賀県を含めた中での一つの産地ということで捉えておりますが、その中で、特に米の部分については、やはり全国的な評価で強い部分はちゃんと攻めていく必要があるだろうと考えています。それは全国どこでも一緒の考えだと思います。強いところは強いところで、それぞれの戦略を持って対応されるということで考えております。そういったときに、佐賀の米の実力というところでいけば、今、現状で捉えている分ではありますが、先ほど申しましたように、「さがびより」というところであれば評価が高いと。実際、6年連続の特Aの評価ということを申しましたが、実需者からの評価というのも高まってきている。引き合いも強くて、実際、その引き合いに対する生産量は追いついていない状況ということで聞いております。そういったことで、今現在、現状の中ではほかの品種からの転換というのを積極的に推進を行っていくといった取り組みであります。

価格の面でいきますと、先ほど言いましたように、評価の中で、ことし1月の相対取引価格ですが、「さがびより」につきましては14,185円ということで、前年同期に比べますと1,530円高いと。14,185円というのが、全銘柄平均が13,238円ということで、それに対しても900円ぐらい高いというふうな状況だと捉えております。そういった中での強みというところをしっかりと持っていかなければいけないということが1つ。

それから、モチ米につきましても、先ほど言いましたように、今現在もしっかりとした

シェアを確保している中で、需要もしっかりあるということです。ここも佐賀県全体、特に鹿島のほうもモチ米のシェアも大きいということです、そこもしっかりと捉えておく必要があると思います。

一方、「夢しずく」が鹿島の中では「さがびより」よりも多い面積を作付しております。

「夢しずく」につきましては、やや市場でもだぶつきぎみであると。ただ、生産者側からすれば、早生の品種でありまして、いろいろな地域的な特性とか、次の裏作の関係とかで、どうしてもつくりやすいほうで生産があっている状況があるということです。こういったところについても、当然、次期の優良品種ですね、早生系とか中山間地向けの新しい品種の開発というのもしっかりと県のほうにもお願いをしていく必要があるのかなということで考えております。

それから、主食用米以外の部分でいけば、今現在、飼料用米とか、そういったところがありますが、今現在、鹿島の中では飼料用米の生産はありません。WCSということで、稲わらごと牛、畜産で使うほうが2町少し生産をされているというような状況であります。

もう1つ、主食用米以外というところの転作の分でいけば大豆になりますが、大豆につきましても、佐賀というのはしっかりと評価を得ている産地でございます、これにつきましても、30年以降もしっかりと作付をしていくというふうな方針を佐賀県としても持っているということでございます。

基本は、今、現状の強い部分をしっかりと維持しながら、かつ弱い部分につきましては、そこをどうやった形で対策をしていくかというところを考えていく必要があると思いますが、ここにつきましては、いろいろな形の飼料用米にしろ、飼料用米をつくる際の課題というものもありますので、そこら辺との比較というのを十分検証しながら、生産者のほうともしっかりと協議をしながら選択していく必要があると思います。これにつきましては、先ほど申しました農業再生協議会という組織の中でも、それぞれの構成員の中で協議をしながら準備を進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

先ほど答弁の中でもありましたけれども、飼料用米とかWCSとかお話がありました。実際、国の対応策ということで、水田フル活用ビジョンを策定という形で、主食用米から飼料用米、麦、大豆、WCSへ誘導をしていくと。その上においては、インセンティブも含めてという形で対応策が練られていますけれども、そしたら、本当に現状、それが鹿島市として対応できるのか。私もこの分野に対してはよくわからない部分が多々ありますので、ただ、いろいろな本を読みますと、新聞等もそうなんですけれども、主食用米から飼料用米、

転作が円滑に本当に進むのか、また、米づくりが盛んな地域と畜産が盛んな地域とのマッチングとか、いろいろな課題がある中で、どうしても名前だけが踊っているというか、制度だけが踊っているような気がするんですね。

そういうのを含めた形で、平成30年に向けての対策というのをやはりこういう第1次産業が重要なところは考えていかなければならないと私は思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎農林水産課参事。

○農林水産課参事（山崎公和君）

飼料用米についてのお尋ねでございます。

飼料用米ですね、非主食用米ということで、米の水田を活用して稲をつくりながら主食用米以外のというところでの取り組みになると思います。これが今、議員が言われるように、国が推進しておりますが、現状のものになります。今現在、平成25年の数値ですが、国全体では11万トンの飼料用米の生産量があります。需要として、国内生産の11万トンのうち5万トンは直接畜産農家のほうに流通されていると。残りの6万トンありますが、それと国のほうの備蓄米、MA米が49万トンありまして、合わせて50万トンちょっとというのが畜産用の配合飼料メーカーのほうに流通をしているというふうな状況でございます。

国のほうの試算では、今、配合飼料としては原料として輸入トウモロコシがかなりの量を使われているということで、今、50万トンちょっとの飼料用米をトウモロコシのほうに置きかえた場合に、牛とか豚とか鶏の生理的なものとかのトウモロコシから米にかえたときのいろいろな影響がありますので、そこを最小限に抑えたマックスの置きかえられる数字が450万トンというふうな数字を試算されております。450万トンというと、日本の1年間の主食用米の消費が700万トン台ですので、6割ぐらいの分が飼料用米として供給できると、受け入れられるというような試算ということでございます。その中で、今現在、11万トンの生産量について、国のほうでは平成37年に110万トンまでふやしていくというふうな計画を立てられております。そういった中で、国のほうは転作というか、生産調整の推進の中で飼料用米というのを助成金等を含めて誘導しているというふうな状況でございます。

言われたように、平成26年度、27年度に向けて全国で増産がされております。ただ、その増産の多いところは、東北とか関東のほうがかなりふえているということで、言われたように、直接的な畜産との結びつき、そこら辺がないというところで、地域にばらつきがあるというふうな状況だということです。

鹿島市の状況としましては、平成27年も飼料用米は生産がありません。WCSということで、稲わらを含めたところでの飼料用米ということでは2町2反です。そういった実績でございます。どうして簡単に転換できないかという課題ですが、まず、生産面の課題について

は、飼料用米をつくったときの所得の面が1つあるのかなと思います。今現在、飼料用米の平均反収が約8俵ぐらいということで、全国平均の中で、平成25年度はそういった数値が出されております。これは専門のたくさんとれる品種があるんですが、ほとんどが主食用米の品種で対応されているという状況があります。その理由としましては、農家が主食用米をつくる技術でつくりなれているということと、もう1つは、主食用米のほうに畜産用の米の品種というか、米がまじってしまうと、主食用米の商品のほう取り扱いができないという混入の問題がありまして、同じ主食用米の品種で対応されているという中で反収が8俵ぐらいということです。

実際の反収8俵のときに、飼料用米の販売としましては、1キロ当たり20円とか30円とか、そういった金額だということです。8俵の計算をしますと約10千円ぐらいということに、あと、飼料用米の直接支払交付金というのがありますが、これは収量に応じて1反当たり55千円から105千円の金額で交付をされることとなります。8俵の中でいけば約70千円が交付金ということで、売り上げの10千円と70千円を合わせたところで80千円の収入ということで、ざくっとした計算ですが、あります。1反つくって8俵で、1俵当たりで計算すると10千円ということでいけば、主食用米でつくったときはまだ単価が高いというふうな状況もあります。その所得の問題とか、先ほど申し上げました品種の混入の問題ですね、それからもう1つは、実際、かなりの量を今から推進していく上で、国の助成金というものがありますが、これが本当にいつまでもつのかというふうな農家のほうからの不安もあるということです。

あと、流通面の課題としましては、今、実態としまして、飼料メーカーのほうに納入する単価が決まっていると。産地からそこに納めるまでの分は生産者側の負担ということで、遠くなればなるほど、その経費が上がってくるというふうな課題があると。保管体制も、飼料メーカーのほうは保管するような制度というか、そういった設備を余り整備していないために生産者側での保管の必要があると。随時発注に応じて納めていく必要があると。そういったところの課題がどうしてもあるということで、なかなか今進んでいない部分があるということです。

当然、こういったところは国のほうも対策として考えていくということで、全体的に物流の仕組みを調整していくような仕組みとか、コスト低減に取り組んでいくというふうな取り組みを進めていってまいりますので、そういった中で、当然、産地としてはそういったところも見きわめながら検討をしていく必要があるのかなということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

詳細にわたり説明をしていただきましたので、ちょっと時間がほとんどなくなってきておりますが、ただ1点だけ、本当に農業を取り巻く環境の転換期だと思います。このときに一

番、全てにおいてそうだと思いますけれども、やっぱり現場で頑張っておられる人たちにいかに正確な情報を流すことができるか、伝えることができるかだと思います。やっぱり今、現場に立たれている人のモチベーションが下がらないように、今後の課題として情報を的確に流し、また、補助制度等があれば、こういう補助制度があるとか、そういう意味の本当に第1次産業を支えている方々が今後も頑張っていこうと思われるような取り組みというのを今から頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

指定管理者のほうなんですけれども、こちらについては、約10年、制度が導入されてきました。今回、ちょっと時間の都合上、地区公民館についてお伺いをしたいと思います。

本当に地区の振興会の皆さん、また、どこでもそうでしょうけれども、お二人の方が職員として公民館で働いておられて、頑張っておられると思います。そういう中で、やはり地区の行事というのは土日いろいろなイベントがありまして、職員として働かれている公民館の職員の皆さんも御苦労されていると思いますが、こういう面での配慮というのをぜひお願ひしたいなと思います。指定管理をして任せているからということではなくて、指定管理をお願いしているからこそ、市の職員さんたちがカバーをできる、また、フォローをできる面があると思いますので、その辺を含めて御答弁いただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

地区公民館につきましては、職員につきましては、指定管理者である振興会、協議会のほうで雇用されているということで、ただ、当然、地域の核となる施設でございますので、その中につきましては、毎月1回から2回、主任主事会、主事会等を必ず開いて、うちの担当課のほうで各公民館における行事、それと、いろんな御意見、それを集約しながら担当課としては対応を今やっておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

その中で、労働契約法の改正が平成25年4月1日にありまして、雇用の面において、各振興会の皆さん方が少し苦慮をされている部分がありますけれども、この辺については担当課としてはどのようにお考えになられているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

この労働契約法、おっしゃるように、平成25年4月1日施行で改正されております。これが有期雇用で1年とか期間を切った契約で、5年を過ぎたら無期雇用になるという改正でございまして、当然、地区公民館の――これは1年に二、三回開きますけど、鹿島市公民館連絡協議会というのを開催しております、そこに振興会の会長さん、地区の区長さんが参加をされまして、その雇用につきましても何回となく協議をしましてまいりました。その中で、やはり今でも期間というのは1年、2年というふうな形で、各公民館でばらばらでございます。それはよろしいんですが、最終的に無期雇用となる5年をどうするかという協議の中で、今現在は基本は最長5年ということでまとまっておりますが、ことし1月でしたか、開催いたしました協議会の中でも、やはり5年と切った場合は、次に雇用するとき若いう人がなかなか応募しない、そういう雇用については問題があるという御意見が出ておりますが、あくまでもこれは指定管理者である振興会等の判断によりますので、うちのほうからこうしなさい、したほうがいいですよというのは言えませんので、それは振興会等の判断にお任せをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

1点ですね、振興会の判断に任せるということでありましたけれども、今後のことを考えたときに、2名の方が同じ公民館に入られるとして、5年間で職員の方が終わられたと。次、新たにという形になった場合は、5年経験をされた方が誰もいらっしやらないような形になりますよね。そういう場合というのは、フォローとか、そういうのは市の生涯学習課としてはどのように考えられますか。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

議員おっしゃるように、その件につきましても連絡協議会の中で話をしております。各地区公民館では、おっしゃるように、お二人、主事と主任主事がおられますけど、同じになっておりますけど、今後、それをずらすような形で雇用の契約ですね、同じ2年であったのを1年契約にして、そこをずらしていくということで話はまとまっておりますのでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

地区公民館については、本当に地域コミュニティーの核の施設でありますので、その運営がスムーズにいくように、また、地区の振興会さん含めて非常に頑張っていらっしゃると

ころがほとんどですので、指定管理ということではありますけれども、ぜひ市役所も一体となって地区のイベントとか、そういうものには携わっていただきたいと思います。

やっぱりそこで働いておられる方々も同様に頑張っておられると思いますので、そういう方々についてもフォローのほうをぜひお願いしたいと思います。

この中でもう1点あるんですけども、ほかの地区は振興会がありますけれども、鹿島公民館は運営協議会という形になっております。そういう中で、事務局の運営協議会のメンバーの方々を見ましても、ずっといらっしゃる方もいらっしゃれば、充て職みたいな形になっていらっしゃる方もいて、運営等に関しましてはこれまでやられておりますけれども、ほかの振興会がある地区公民館と、鹿島公民館については振興会がありませんが、そういうところで苦勞をされているとか、そういうのはありませんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

公民館を指定管理していく中で、苦勞しているところはございません。振興会と協議会の名称が違うだけということで、苦勞はしておりません。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

そしたら、運営上についても他地区の振興会さんがあるところと、そして、何と申しますかね、振興会さんがあるところはある程度形が整っていて今日まで来られていますけれども、運営協議会という形でやられていますので、そういうところの大変さとか、そういうのはないということでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えいたします。

私たち担当が鹿島公民館の運営協議会というところの会議にも入っておりませんので、協議会自体の中については、ちょっと私たちが言える立場ではないと思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

ちょっともう時間がないので、指定管理者制度を導入して約10年がたって、エイブルにしても、各公民館にしても、体協にしても、本当によく皆さん方やられていると思いま

す。そこには市のほうのバックアップ、また、市民の方々のバックアップがありながら今日まで来てやられていますので、ぜひともそこで指定管理で頑張っていられしやる方々も今後とも頑張っていくような形で、ぜひ市のバックアップをお願いしたいと思います。

スポーツ合宿も含めて体協さんも本当に頑張っておられまして、生涯学習課長として3年間、スポーツ合宿等に取り組んでこられましたし、生涯学習にも取り組んでこられましたので、今後、生涯学習、また、そういう指定管理に向けて思いがあられましたら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えいたしますというのはちょっとあれですけど、確かに3年間、生涯学習課というところで働いてまいりましたが、やはり一番思っているのは、生涯学習というのは幅が広いということで、教育基本法が改正になって、社会教育よりも大きい生涯学習という形になったかと思えます。それで、当然、社会、文化教育、スポーツもございますけど、実際拠点としてエイブルがございます。指定管理をしておりますが、先ほど議員言われましたように、担当課として、市民のニーズが多様化しておりますので、それに応えるような企画等もやって、市民がいっぱい来ていただくよう、それと、スポーツ合宿につきましては、ことしなんかは初めての大学が2校来ていただきました。また、この対応としても、市民の皆さんに声をかけていただいて、また来年も来ていただくというふうな声もかけていただきました。子供たちもそのスポーツ合宿を見て、将来的にいろんな目標がございますとか、そういうのを持っていていただいて、スポーツのまち鹿島ということで、今後、さらに取り組んでいっていただけたらと思っております。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で5番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明18日午後1時30分から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時42分 散会